学校と関係機関との連携マニュアル(四訂版)



令 和 6 年 2 月 長崎県教育委員会

目次

第1 学校が関係	系機関と連携するために
1 マニュア	7ル作成の経緯・目的・活用について・・・・・・・・1
	につなぐ必要がある児童生徒・・・・・・・・・・2
	1につなぐとはどういうことか・・・・・・・・・4
	こどのような児童生徒をどこにつなぐか・・・・・・・・5
5 関係機関	ことの連携の具体的方法・・・・・・・・・・・・・・・
6 関係機関	lの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
7 関係機関	の役割・・・・・・・・・・・・・・・・12 30役割・・・・・・・・・・・・・・12 3との連携フロー図・・・・・・・・・・・・16
第2 関係機関と	この連携・協働
1 関係機関	との連携を進めるために・・・・・・・・・・17
2 関係機関	と連携・協働するためのポイント ・・・・・・・ 18
事例~	暴力行為・・・・・・・・・・・・・・・・2C
事例2	暴力行為・・・・・・・・・・・・・・・・20 2 校内暴力・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
事例3	
事例∠	
事例 5	
事例6	6 保護者のDVで不安定になっている生徒・・・・・・3C
事例	
事例 8	
事例 9	
事例:	10 精神保健上の課題をもつ生徒・・・・・・・・38
	この連携における個人情報の取扱について・・・・・・41
第3 資料編	
1 児童福祉法	去の考え方について・・・・・・・・・・・・44
	記童」の考え方について・・・・・・・・・・・44
3 要保護児童	首対策地域協議会(要対協)について・・・・・・・47
	管に係る通告書・・・・・・・・・・・・・・49
5 要支援児	童の市町への情報提供について・・・・・・・・・52
6 学校·警察	8 相互連絡制度(学校から警察へ)について ・・・・55
	8 相互連絡制度フローチャート ・・・・・・・・58
	ころの緊急支援活動)について・・・・・・・・60
9 CRT (23	ころの緊急支援活動)のフローチャート・・・・・・63
74	
改定履歴	T-40777
	平成27年7月
	平成28年2月
	平成29年2月
	平成29年7月
四訂:	令和 6年2月

第1 学校が関係機関と連携するために

1 マニュアル作成の経緯・目的・活用について

(1) 経緯

平成26年7月に発生した「佐世保市内女子高校生逮捕事案の調査・検証報告書」において、「この事案は、教育はもとより福祉や医療など、社会全体の支援システムの中で対応すべき複雑な内容を有している。学校及び教育委員会は、それぞれが担いうる支援の限界を明確にし、それを超える場合には、躊躇なく対外機関との連携の在り方を探らなければならない。」という指摘がありました。

教職員は、児童生徒に寄りそって日々の生徒指導に努めています。また、問題行動等を繰り返す児童生徒に対しては、その原因・背景等について情報を共有し、チームとして対応する指導体制を整えています。しかし、児童生徒を取り巻く環境は、家庭の状況等も含め課題が複雑化・深刻化しており、その解決のためには、関係機関との連携が必要です。

(2) 本マニュアルの目的

児童生徒の問題行動等については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も含めたチームで対応し、必要に応じて外部機関等の協力を求めることが必要です。

学校は、児童福祉法や少年法等の関係法令に基づく要保護児童・非行少年等のとらえ方や要保護児童対策地域協議会等の児童福祉制度に関する認識が十分でなかった面があります。本マニュアルは支援が必要な児童生徒の状況に応じてどのような手順でどの外部機関に相談していけばいいのか、保護者の理解が得られない場合どう対応するのか等、学校が判断に悩むこともあることから、関係法令等の解釈も含め、関係機関との連携を具体的に進めるために作成したものです。

(3) 活用について

このマニュアルでは、児童福祉制度や少年司法制度などの法令や制度についての理解と認識を深められるよう、具体的な問題行動等の把握時や気になる児童生徒の把握時における対応・対処についてまとめています。校内研修やケース会議等で活用し、「子どもたちの心と命を守る」という覚悟と危機意識をすべての教職員で共有し、関係機関との連携を図ってください。

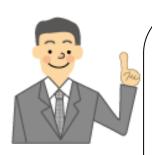
2 関係機関につなぐ必要がある児童生徒

(1) 関係機関につなぐ必要がある児童生徒とは

- ① 犯罪行為・非行・いじめ等を行う児童生徒
- ② 要保護児童や虐待を受けている等の児童生徒
- ③ 発達・行動・学習・学校生活・家庭生活等で課題がある児童生徒
- ④ 何らかの悩みを抱え不登校(傾向)の児童生徒
- ⑤ 精神保健上の課題を抱えている児童生徒
- ⑥ 経済的な問題を抱えている児童生徒
- ⑦ 保護者のDVで不安定になっている等の児童生徒

例えば、次の(2)(3)の様相を示している児童生徒で、教師の指導を受け入れないなど学校内部での支援のみでは効果が得られない、あるいは、対応困難な場合は、スクールカウンセラー(以下SCと表記)やスクールソーシャルワーカー(以下SSWと表記)等の助言を得ながら、校内において適切なアセスメント(見立て)を行い、関係機関と連携を図る必要があると考えます。

(2) 児童生徒の行動・環境等に着目した様相



- ① 暴力行為(対教師、児童生徒間、器物損壊等)を行う。
- ② いじめを行っている。
- ③ 窃盗(万引きや自転車盗等)を行う。
- ④ 刃物に執着心をもち携帯している。
- ⑤ 喫煙、飲酒を行う、薬物を乱用する。
- ⑥ 深夜徘徊(不良行為を行う集団とかかわりがある)を行う。
- ⑦ 飲食物に異物を混入するなど、他人に危害を加える。
- ⑧ 動物を虐待している。
- ⑨ 家出、性の逸脱行動を繰り返す。
- ⑩ 家に居場所がなく出歩く。
- ⑪ 夜間に保護者が不在の時が、頻繁にある。
- ② 児童虐待が疑われる。
- ③ 登校しないだけでなく、安否が確認できない。

など

(3) 児童生徒の性向等に着目した様相

- ① インターネットやゲーム依存により生活のリズムを乱して いる。
- ② 他人への関心をもたず、自分の殻に閉じこもっているなど極端に他者との交流を避ける。
- ③ 自傷行為を行う。
- ④ 場面によって態度や行動が豹変する。(怒りや不満の感情をコントロールできない)
- ⑤ 残酷な場面・映像や話に異常に関心をもっている。
- ⑥ 性に対して異常に関心をもっている。



学校の中だけで課題を抱え込んでいて、事態が深刻化しては取り返しがつきません。次の(4)の①~⑤に該当する児童生徒については、「学校だけで担い得る支援の限界を超える場合」として取り扱うべきであり、関係機関に対し通告することが義務とされていることを知っておく必要があります。

(4)通告義務

	通告の対象	通告先	関係法令
1	審判に付すべき少年 (犯罪少年14歳以上)	家庭裁判所 実質は警察	少年法第6条 (児童福祉法第25条)
2	触法少年(14歳未満)	市町福祉部 局・県福祉 事務所又は 児童相談所	児童福祉法第25条 (少年法第6条)
3	ぐ犯少年(14歳未満の場合)	児童相談所	児童福祉法第25条 (少年法第6条)
4	要保護児童	市町福祉部 局・県福祉 事務所又は 児童相談所	児童福祉法第 25 条
5	児童虐待を受けたと思われる児童	市町福祉部 局・県福祉 事務所又は 児童相談所	児童虐待の防止等に 関する法律第6条

- ※ 要保護児童については、P36に詳述
- ※ ただし、学校は関係機関と連携しつつも、学校の支援が重要であることを認識する必要があります。(P17に詳述)

3 関係機関につなぐとはどういうことか

【気になる児童生徒の様相(例)】

- □ 嫌なことがあると物を投げたり、物を壊したりする。
- □ 作文や日記などに発達段階を超えた異様な表現が見られる。
- □ 頻繁にうそをつき、そのことを決して認めない。
- □ 髪型や服装が急変している。
- □ 周りの児童生徒が当該児童生徒の顔色を窺って行動している。
- □ 学級の中で孤立し、表情が出ない。
- □ 残酷な場面や性的場面を表現した本や映像に異常な興味を示している。
- □ 保護者との関係が思わしくない(過干渉、放任等)。



問題事案として把握

全体学校において情報の共有・支援の検討

事案の解決(改善)がなされない

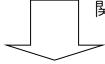
- 本人の行動の要因がわからない・はっきりしない
- 他の児童生徒に影響が及ばないか心配
- ・保護者の理解・協力が得られない など

躊躇することなく相談

※児童生徒を関係機関につなぐことは、本人を判定したり、レッテルを貼ることではなく、児童生徒の人間としての成長と発達を支援するという視点に立ち、将来、児童生徒がよりよく生きるためであり、問題を起こさせない、加害者も被害者も出さないための支援であると意識することが必要です。

所管の教育委員会等

学校の取組やその結果などの報告を行い、今後の対応について助言を受ける(関係機関の紹介等)



関係機関へつなぐ

関係機関への抽象化、一般化(匿名等)した相談、支援の要請 (関係機関の役割については【P12~15】参照)

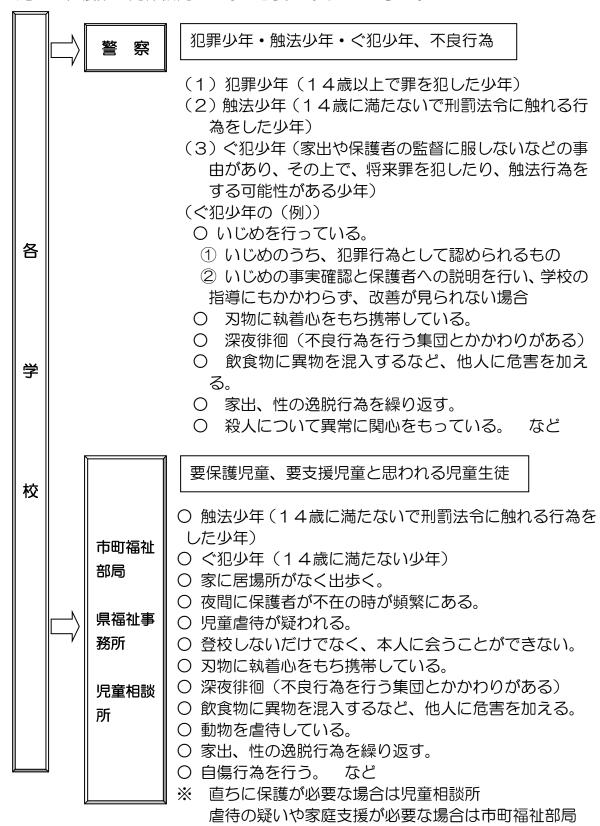
市町福祉部局• 県福祉事務所• 児童相談所 警察署

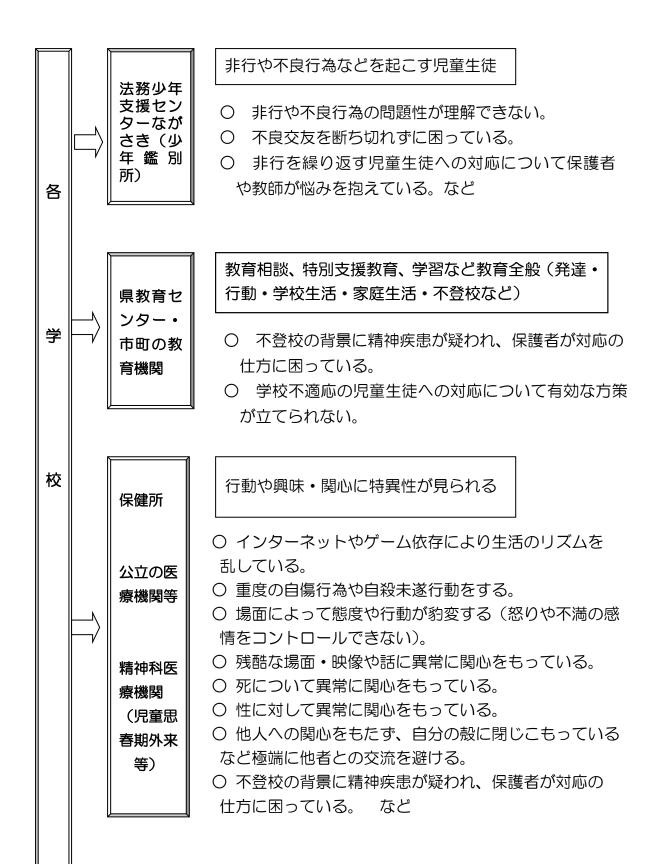
県教育センター・ 市町の教育機関 保健所• 医療機関

- ① 各関係機関は、学校が抱える事案の相談を受け、一般的な助言を行う。
- ② 警察や児童相談所の判断によっては、通告として緊急の支援が開始される場合がある。
- ③ 市町福祉部局に要請して、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議が開催される場合がある。その際、複数の関係機関との情報の共有と連携した支援についての検討が行われる。
- ④ 県教育センター・市町教育機関や保健所・医療機関は、保護者の同意のもと、 学校と連携した支援を行う。

4 具体的にどのような児童生徒をどこにつなぐか

児童生徒の様相や事案によっては、1つの関係機関で対応するというのは実質上難しく、複数の関係機関につなぐ必要があることも多い。





5 関係機関との連携の具体的方法

通告義務を負う(P3の(4)①~⑤に該当する)可能性がある場合は、直ちに、 所管の教育委員会、私立学校は当該学校を設置する学校法人及び学事振興課へ報告・ 相談し、指導・助言を受けることが必要です。

その上で、次の(1)~(5)で示すような、関係機関への相談や緊急を要する場合の連絡・通告などの連携が考えられます。

以下の関係機関の支援は、あくまでも一般的な対応であり、ケースの内容によって 異なってきます。

(1) 福祉関係機関(市町福祉部局・県福祉事務所・児童相談所)との連携

- ① 児童生徒の問題行動・様相・環境等の把握
- ② 所管の教育委員会等へ報告・相談
- ③ 市町福祉部局・県福祉事務所・児童相談所に相談
 - ※ 実名での相談にためらうようであれば、当初匿名等による相談でも構いません。



福祉関係機関から学校へ想定される対応

- ア 学校として対応すべき一般的な助言を行う。
- イ 児童生徒の支援が可能な関係機関を紹介する。
- ウ 内容の重大性・緊急性・要保護性によっては、個人情報を求めるとともに、 要保護児童として通告することを勧める。



- ④ 福祉関係機関との相談結果を踏まえ、保護者に児童生徒への支援方針を説明する。
 - ※ 保護者に対し、福祉関係機関へ連絡したこと及び今後の連携体制等を説明する義務は ありませんが、連携機関が保護者等へ直接接触するか否かなども踏まえて、保護者との 信頼関係等を考慮し、連携機関と相談の上で、判断してください。
- ⑤ 所管の教育委員会等へ報告
- ⑥ 児童生徒の連携支援開始

(2) 保健所・医療機関との連携

- ① 児童生徒の様相・状況等の把握
- ② 所管の教育委員会等へ報告・相談
- ③ 市町保健センター・保健所・医療機関に抽象化、一般化(匿名等)して相談
- ※ 医療機関等から実際の支援を行う際には、保護者の同意を得る必要があることを踏まえておく。



保護者の同意が得られない場合の学校の対応

- ④ 市町福祉部局へ要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を要請して相談(開催の判断は市町による)
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議への参加、関係機関との情報の 共有と支援の検討
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の結果をふまえ、児童生徒の 連携支援について保護者へ説明する。



- ⑦ 所管の教育委員会等へ報告
- 8 児童生徒の連携支援開始

(3)要保護児童(被虐待児童・審判に付すべき少年も含む)の通告の場合の連携

- ① 児童生徒の問題行動・様相・環境等の把握
- ② 所管の教育委員会等へ報告・相談

要保護児童(被虐待児童・審判に付すべき少年も含む)と思われる場合



- ③ 市町福祉部局・県福祉事務所・児童相談所へ通告(14歳以上の犯罪少年は警察)
- ※ 緊急な場合は電話による通告(通告書【P41参照】、または学校・警察 連絡制度の提供連絡票【P47参照】の事項に従って連絡)



通告の場合に想定される関係機関の動き

- ア 福祉関係機関が通告者からの聞き取りをもとに相談内容を確認・整理し、 受理会議を行い、当面の対応・援助方針を決定する。
- イ 必要により、福祉関係機関が児童生徒の家庭への状況調査や安全確認の ための調査を行う。
 - ※ 調査結果によっては、児童相談所が当該児童生徒の一時保護を行った上で、必要 な支援や指導を施すこともあります。
- ウ 市町福祉部局が、関係機関に依頼して要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を開催し、連携した支援を検討する。
- ④ 所管の教育委員会等へ報告
- ⑤ 児童生徒の連携支援開始
- ※ 個人情報の第三者への提供が、法律として保証されているのは通告及び要保護児童対策地域協議会です。さらに、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28年 10月1日施行)により、「虐待防止法」第13条の4に基づき、学校が児童相談所の求めに応じ、児童虐待に係る情報の提供をする場合。また、「児童福祉法第21条の10の5第1項及び第25条の3に基づき、要支援児童等の情報を居住する市町に提供をする場合は、個人情報の保護に関する法律に違反しないことが法整備されました。学校が上記の通告や情報提供を行ったとしても、特定されることはありませんし、仮に、特定されたとしても法的責務を問われることはありません。(【P11参照】)。

(4)要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の開催を要請する場合の連携

- ① 児童生徒の問題行動・様相・環境等の把握
- ② 所管の教育委員会等へ報告・相談

要保護児童(被虐待児道・審判に付すべき少年も含む)、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)と思われる場合

※ 通告義務を負う(P3の(4)①~⑤に該当する)可能性や要支援児童である可能性がある。又は、学校の対応だけでは問題の解決・改善がされない、あるいは容易に見込めないと判断



③ 市町福祉部局へ相談し、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の開催を要請する。(ただし、開催の判断は市町による)



④ 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議への参加

検討会議の結果を踏まえて想定される学校の対応

- ア 関係機関の間で児童生徒に係る情報を共有する。
- イ 各機関における児童生徒への支援体制を把握する。
- ウ検討会議の結果をふまえ、保護者に児童生徒への支援方針を説明する。
 - ※ 保護者に対し、福祉関係機関へ連絡したこと及び今後の連携体制等を説明する義務はありませんが、連携機関が保護者等へ直接接触するか否かなどを踏まえて、保護者との信頼 関係等を考慮し、連携機関とも相談の上で、判断してください。



- ⑤ 所管の教育委員会等へ報告
- ⑥ 児童生徒の連携支援開始

(5) 警察との連携

- ① 児童生徒の問題行動・様相・状況等の把握
- ② 所管の教育委員会等へ報告・相談
- ③ 警察へ相談
- ア 抽象化、一般化(匿名等)して相談
- イ 抽象化した内容で相談しても、内容の重大性・緊急性・要保護性によっては、警察から個人情報を求められることがある。その場合は学校・警察相互連絡制度を活用して対応する(P43参照)。連絡する場合は、提供連絡票を作成する(P47参照)。
- ④ 警察へ連絡した経緯及び児童生徒の連携支援について、保護者へ説明する。
- ⑤ 所管の教育委員会等へ報告
- ⑥ 児童生徒の連携支援開始
- ※各関係機関へ個人情報を含めて情報を提供する方法についてはP40参照。

【「児童福祉法第21条の10の5」(市町村への情報の提供)】第1項 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、該当者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

【「児童福祉法第25条の3」(資料又は情報の提供等の協力)】

- ①協議会は、前条第2項 [注:要対協の設置] に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- ②関係機関は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その 他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

【「児童虐待の防止等に関する法律第13条の4」(資料又は情報の提供)】 ~前略~

児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 非行・犯罪行為・いじめなどの相談

(警察)

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
警察安全相談 (県 警察 本 部 内 警察安全相談室) ・ヤングテレホン (県少年サポート センター)	警察では、少年非行・児童虐待・ストーカー事案等の ② 犯罪などによる被害の未然防止、被害の拡大防止に関する相談。 ③ 住民の安全と平穏を守るための相談に応じる。 連絡すると、相談対応の他、最も適当な担当	相談員 警察官 など	
各警察署	課・警察署等につなぐシステムになっている。 県下各市町を管轄する警察署があり、相談対応をしている。 公立私立学校を問わず児童生徒が関連する事案について「学校・警察相互連絡制度」により、連絡する場合がある。 事案によっては、当該児童生徒の居住地管轄の警察署が担当・対応する場合がある。	警察官など	「学校・警察相 互連絡制度」の 提供連絡票は P47に掲載。
法務少年支援セン ターながさき(少 年鑑別所)	法務少年支援センターでは、家庭、学校で抱えている悩み事等に対応している。 ○ 能力・性格の調査。 ○ 問題行動の分析や指導方法の提案。 ○ 子どもや保護者に対する心理相談など。	法務技官 法務教官	少年鑑別所法 第131条

(2) 児童生徒に関わる相談や要保護児童・虐待の通告 (福祉機関)

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町福祉部局 (児童家庭相談 窓口・要保護児 童対策地域協議 会調整機関)	○ 児童生徒の福祉に関して情報提供、相談対応、調査、指導を行う窓口。 ○ 児童相談所とともに児童虐待(身体的・心理的・性的・養育放棄等)の通告先。 ○要保護児童対策地域協議会の調整機関。 ※市町により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとよい。	相談員 保育士 保健師 など	市町は子どもの福祉に関わる相談に対応。
県児童相談所 (こども・女 性・障害者支援 センター)	児童福祉法に基づき、各都道府県・指定都市等に設置。18 歳未満の子どもに関する様々な相談(養護相談:子どもの養育等、保健相談:病気や発達等、障害相談:心身の障害や発達等、非行相談:触法・ぐ犯行為等、育成相談:不登校や家庭内暴力等)に対応。児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から児童生徒に関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な調査や心理判定を実施し指導を行う。また必要に応じて行動観察や緊急保護などのために一時保護や児童福祉司等による指導及び児童福祉施設入所等の措置を行う。	児童福祉司 児童指導員 など	県の機関 緊急性・より を を の を を の を の の の の の の の の の の の の の

(3) 発達・教育全般等に関わる相談

(教育機関・医療機関等)

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
県教育センター	子どもの学校教育や家庭教育に関するさまざまな悩みに対応。 幼児、児童生徒、保護者、教職員対象の電話・ 来所による相談。 センターから学校(園)を訪問し行動観察や ケース会議を通して行う訪問支援、研修会講 師など。	指導主事 相談員 臨床心理士 など	保護者に来所 相談を薦めは、事前に 学校から電話と ターに電こと が望ましい。
特別支援学校	支援の必要な児童生徒に対する個別の指導計画・個別の教育支援計画についての助言。 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校の教職員や保育士に対する研修の協力など。	教員(特別支援 教育担当) など	
発達障害者支援 センター「しお さい (潮彩)」	発達障害により支援を要する児童生徒や家族 に関する窓口。ニーズに応じた関係機関を紹 介。	社会福祉士など	
長崎県立こども 医療福祉センタ 一	発達障害、心身症、神経症などにより支援を 要する児童や家族に関する窓口。診断・評価 を行い、発達に応じた訓練・療育を行う。	医師、社会福祉 士、臨床心理士 など	

(4) 不登校についての相談

(教育機関)

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町教育支援セ ンターなど(適 応指導教室)	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の 安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導。 不登校児童生徒の学校生活再開に向けた支援。	指導主事 相談員 など	保護を 構談は、事前に 学校にする が望ましい。
県教育センター (適応指導教 室)	児童生徒の学校教育や家庭教育に関するさまざまな悩みに対応。 児童生徒、保護者、教職員対象の電話・来所による相談。 不登校児童生徒の学校生活再開に向けた支援。	指導主事 相談員 臨床心理士 など	保護者に来所 相談を薦める 場合は、事前に 学校から電話で ターにすること が望ましい。

※ 長崎県こども・女性・障害者支援センター内 長崎県ひきこもり地域支援センターが発行した『つながらんば 不登校ひきこもり社会資源ガイドブック(概略版)』を県内国・公・私立小・中・高・特別支援学校の全教職員に配付予定。県内の不登校・ひきこもり支援機関・団体の相談のの手が掲載されていますので、不登校・ひきこもり相談の参考にしてください。

(保健・医療機関)

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町 (市町保健センタ 一)	母子保健、健康増進、精神保健など地域住民 に関するサービスを提供。身近で利用頻度が 高い保健サービスを提供するために活動の拠 点として地域保健センターが設置されてい る。(市町により対応できる内容に違いがあるので事前に把 握しておくとよい。)	保健師 相談員 など	市町
保健所	地域保健法に基づき、各都道府県・指定都市・ 中核市に設置。市町に対して技術的な支援を 行う精神保健等に関する専門窓口。	医師・保健師・ 作業療法士・薬 剤師・獣医など	
県精神保健福祉	精神保健福祉法に基づき、各都道府県・指定	精神科医•保健	
センター (長崎こ	都市に設置。主な業務は、精神保健・ひきこ	師 • 作業療法	
ども・女性・障害	もりに関する相談など。	士•精神保健福	
者支援センター)		祉士など	
県精神科救急情 報センター	緊急に精神科医療を必要とする本人、又はそ の家族や関係者の相談に対応。	精神保健福祉 士・看護師・保 健師など	
精神科·心療内	精神保健に関すること、発達に関すること。	精神科医、精神	
科等のある病		保健福祉士、看	
院・診療所		護師など	

(6) 経済的な問題に関する相談

(福祉機関)

※ 子どもの行動の背景に家庭要因が推測される場合の相談機関。ただし、学校が相談しても家族が動かない場合、支援には結びつきにくい。

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町福祉事務所生活保護担当	生活保護に関する相談、生活保護の実施機関。 (市町により対応できる内容に違いがあるので事前 に把握しておくとよい。) 母子父子寡婦福祉資金(修学資金等)の貸付 業務。	査察相談員 ケースワーカー など 母子父子自立支 援員	福祉事務所設置市町 ※ H27.4.1~ 「生活困窮者自立支援法」が施行。
県福祉事務所 福祉課	生活保護に関する相談、生活保護の実施機関。 児童福祉に関すること。(家庭児童相談室) 一人親家庭の相談、母子父子寡婦福祉資金(修	査察指導員 ケースワーカー 家庭相談員 母子父子自立支	県 ※管内町に対 し生活困窮者 自立支援制度
	学資金等)の貸付業務。	援員	を実施。

※ H27.4.1~「生活困窮者自立支援法」が施行された。

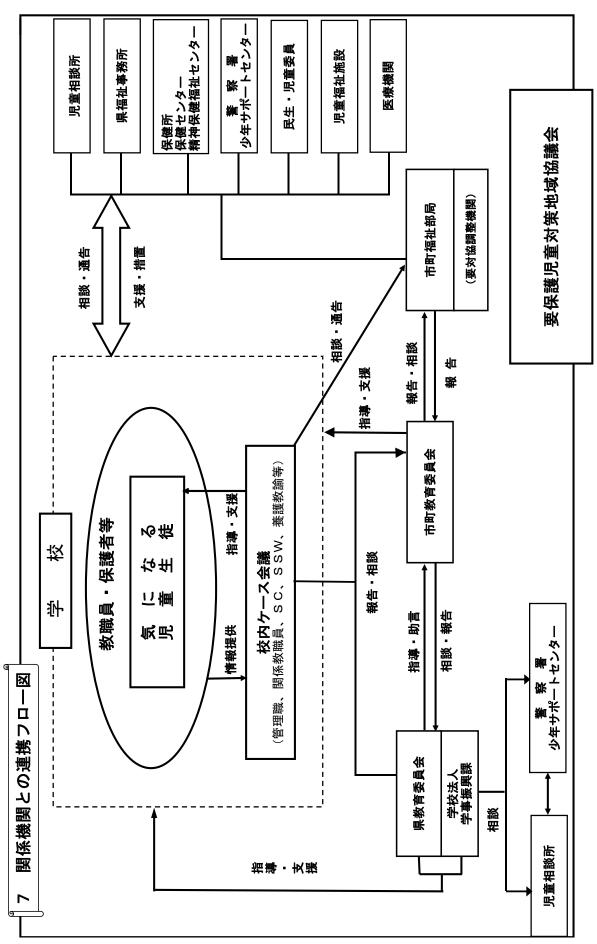
生活困窮者自立支援制度とは、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援 事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援等、相談窓口では支援員が一人ひとりの状況に合わ せた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

(7) DV() メスティックハ イオレンス) についての相談 (福祉機関・警察)

機関名	機関名 主な職務内容		備考
市町 DV 相談窓 DV 防止法に基づく支援。		相談員	市町
口(市町によっては	(市町により対応できる内容に違いがあるので事前	など	
福祉部局が担当)	に把握しておくとよい。)		
配偶者暴力相談	DV に関する総合相談窓口。	相談員	県、市(長崎市、
支援センター		など	南島原市)
各警察署	DV、ストーカーに関する相談窓口。	警察官など	県 警

※ 児童生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力(DV)がある場合は、 当該児童生徒に対する心理的虐待となる可能性があり、状況によっては虐待として対応する必要がある。

	○ 児童生徒の福祉に関して情報提供、相談対	相談員	市町は子ども
市町福祉部局	応、調査、指導を行う窓口。	保育士	の福祉に関わ
(児童家庭相談	○ 児童相談所とともに児童虐待(身体的・心	保健師	る相談に対応。
窓口・要保護児	理的・性的・養育放棄等)の通告先。	など	
童対策地域協議	○要保護児童対策地域協議会の調整機関。	* -	
会調整機関)	※ 市町により対応できる内容に違いがある		
	ので事前に把握しておくとよい。		
県児童相談所 (こ ど も ・ 女 性・障害者支援 センター)	児童福祉法に基づき、各都道府県・指定都市等に設置。18 歳未満の子どもに関する様々な相談(養護相談:子どもの養育等、保健相談:病気や発達等、障害相談:心身の障害や発達等、非行相談:触法・ぐ犯行為等、育成相談:不登校や家庭内暴力等)に対応。児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から児童生徒に関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な調査や心理判定を実施し指導を行う。また、必要に応じて行動観察や緊急保護等のために一時保護や児童福祉司等による指導及び児童福祉施設入所等の措置を行う。	児童福祉司 児童心理司 児童指導員 など	県の機関 緊急性・養護性 が高く、判められる。 門めめら対応。 「保護式例)」を (様式例)」を 41に掲載。



第2 関係機関との連携・協働

1 関係機関との連携を進めるために

学校は、関係機関に対し支援を依頼するだけではありません。支援の主体はあくまで児童生徒が在籍している学校にあることを認識し、関係機関と協働的に関わっていく視点を持つことが大切です。

- (1) 教職員は関係機関のできること、できないことを理解する。
- (2) 学校は伝聞情報に左右されないように、問題行動の事実確認を行い、情報を共有する。
- (3) 学校は児童生徒の抱える課題やその要因に対する<u>アセスメント</u>を行い、学校としての**短・長期的な指導方針**や期限、役割分担などを明確に示す。
- (4) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、教育相談担当、特別支援 教育コーディネーター、学年担当、養護教諭、担任やSC、SSWなどが「チーム」として組織的に児童生徒や保護者に対応する。
- (5) 情報の集約やケース会議の運営、さらに<u>外部との連絡の窓口</u>など、中心的 な役割を担う教職員を明確にする。
- (6) 管理職は関係機関との連携について理解し、判断を行う。

〈アセスメントについて〉

- 当該事案や児童生徒について、正確な情報に基づいて、様々な視点から見立てや評価を行い、その後の支援を検討することです。
- 様々な視点(授業態度、学習状況、部活動の状況、表情の変化、態度の変化、性格的な特徴、興味、欲求、悩み、交友関係、生育歴、家庭環境等)から分析し、問題事案を抱える児童生徒についての情報を共有することで、効果的な支援体制を立てることができます。

く 短・長期的な指導方針について>

- 「短期的な指導方針」は2週間、1ヶ月、2ヶ月、次の行事までなど、短期間の期限を決めて、そこまでの間で実現可能な具体的目標を立てることが必要です。
- 児童生徒の人間としての成長と発達を支援するという視点で「長期的な指導方針」としての指導目標を立て、小・中・高を通した継続した支援が必要です。

<外部機関との連絡の窓口について>

• 専門的な判断を関係機関から得る上で、学校の指導支援方針の一貫性を保つために、外部機関との連絡の窓口は一本化(そこに情報が集約されるように)しておくことが必要です。

2 関係機関と連携・協働するためのポイント

学校において、児童生徒の抱える課題の把握から関係機関との連携までは、 以下のように進めることが想定されます。P20からの事例もこの流れをもと にして、構成しています。

事例についてはあくまで想定されるものであり、関係機関による支援はケースの内容によって異なります。ここでは、学校が関係機関と連携するためのポイントを具体化するための例として示しています。

関係機関との連携の基本的な流れ(※事例もこの流れによる)

① 児童生徒の抱える問題の把握



○ 児童生徒の問題行動等を、現れている行動だけを捉えて表面的な 指導をするのではなく、行動の背景に隠された要因を探る視点が必 要。

② 情報の収集・整理(ポイント1)

○ チームづくり : チームのメンバーとリーダーを決める。

○ 情報整理 :情報の集約と記録する人を決める。

③ 校内におけるケース会議(ポイント2)

○ アセスメント :情報を整理した中から考えられる問題の要因を探る。



- 指導目標、具体的な手立て、役割分担や期限を検討し、指導方針を 立てる。
- 学校だけでは対応が難しい場合は、課題に応じた関係機関に相談する。また、必要があれば通告する。
- 次回検討するケース会議の時期を明確にする。

④ 関係機関を交えてのケース会議(ポイント3)

- (例) 市町福祉部局開催の要保護児童対策地域協議会個別ケー ス検討会議
 - 校内で検討した指導方針や整理した情報をもとに、学校と関係機関が話し合い、役割分担をする。
 - 次回検討するケース会議の時期を明確にする。

ポイント1 情報の収集・整理

① チームづくり

- 問題を把握したら、関係する教職員でチームを作る。
- ケースによって中心となる役割をする人(リーダー)を決める。
- (例)教頭、小→生活指導主任、中→生徒指導主事、高→教育相談主任など
- いじめ問題については、いじめ対策委員会を開催し、対応する。

② 情報整理

• 情報を集約する担当を決め、チームで多面的に情報の収集を行い、情報を整理したメモ等を活用して、情報を共有する。

ポイント2 校内におけるケース会議

- リーダーが中心となり関係する教職員を集め、ケース会議を開く。
- アセスメント(情報を整理する中で、なぜこのような状態に至っているのか、問題行動等の要因を見出していく。見立て)を行う。
- 情報を整理したメモ等を活用して情報を共有する。
- 長期目標と短期目標を決め、それぞれの期限を設定する。
- 短期目標を実現するための具体的な手立てを協議し役割分担する。
- 学校だけでは解決が難しい場合は、課題に応じた関係機関との連携について校内で協議し、学校として連絡し相談又は通告する。
- 次回、当該児童生徒等(事案)について検討するケース会議の時期を明確にする。
- 学校の窓口として関係機関に連絡する人(管理職等)は、電話等でケースの概要と指導方針、関係機関に相談したい内容を簡潔に伝える。

ポイント3 関係機関を交えてのケース会議

(例)市町福祉部局開催の要保護児童対策地域協議会個別ケース検討 会議

- 校内ケース会議で検討した内容や進捗状況などを、関係機関とともに確認し、関係機関との連携・協働の方針を検討するための会議である。
- 関係機関による当該児童生徒等に関する情報の把握、共有化及び解決 すべき問題の確認を行う。
- 当該児童生徒等の問題解決のための具体的な支援方法の検討を行う。
- 関係機関や学校ができることを明らかにし、関係機関との役割分担を行う。
- これからの連絡方法や窓口、次回のケース会議の日時や次回の大まか な協議内容などを決める。
- 当該児童生徒等の支援経過の確認及び評価を行う。

事例1 暴力行為

連携先:市町福祉部局・警察署・少年サポートセンター・児童相談所

くケース概要>

中学校2年生男子(13歳)

- 万引きを繰り返す。
- 落ち着くと教師の話が聞けるが、興奮時は教師につかみかかろうとする。
- 授業は真面目に取り組むが、教科により授業妨害をすることもある。
- 担任が母親と面談を行い学校の状況を伝えると、母親から、「子どもが自分に対して暴言や暴力があり、カッターを振り回した」という相談があった。

児童・生徒の抱える問題の把握

- 幼少期に母親と父親が不仲状況になり、小学校2年時に離婚。
- 養育の支援を行っていた祖母が、教育問題等で母親と衝突するようになり、関係が悪化している。養育や家族関係の問題が背景にあり、学校と家庭での暴力行為、学校外での万引き、授業妨害等として表出された状況。



- ① チームづくり:管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、担任、
 - 学年担当、前担任、SC、SSW
- ② 情報整理:生徒指導担当が情報整理を行った。

校内におけるケース会議



◆アセスメント

万引きを繰り返す背景として、思春期特有の心理的不安がある中に、家族関係の不和等の環境的な不安定さが重なっている。機嫌が悪いときはちょっとのことで興奮し、教師の注意に対してつかみかかろうとしたり、授業妨害を行ったりする。本人は、自分の不安な状況をアピールするためにカッターを振り回すなど、母親に暴力を振るう反面、甘えようとすることがある。母親はそれを受け止めることができずにおり、そのことが、本人の感情を逆なでさせているようである。母親が精神的に疲弊している状況がうかがわれた。

◆長期日標

本人が自分の感情をコントロールでき、教師の指導を真摯に受け容れるようになることと、社会性を身につけ進路に向けて取り組むことができるようにする。母親に対して、養育に対する不安を解消する手立てを行う。

◆短期目標

興奮したときにはクールダウンをするなど、感情のコントロールができるようにする。

母親の精神的疲弊感の軽減を図る。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
SSW及び 担任が	母親に	すぐに	母親の気持ちを丁寧に聞き取り、個人情報 提供の了解を取り、市町福祉部局に相談するよう助言し、家での本人の様子を聞き取る。
SCが	本人に	適時に	本人の気持ちを丁寧に聞き取り、感情を言葉で表現できるよう支援(助言)する。

校長が	市町福 祉部局 に	SSW・担任面 談後すぐに	SSW・担任による母親面談後に、要保護 児童通告を行う。
学年担当が	本人に	授業時に	本人が意欲的に取り組める指導を工夫する。
養護教諭が	本人に	興奮時に	保健室等でクールダウンさせる。

○ 校内ケース会議にて、母親に対して市町福祉部局への相談を助言し、併せて市町福祉部局へ要保護児童として通告を行った。学校が市町福祉部局に要保護児童対策地域協議会の開催を要請し、警察・児童相談所も交えて検討することになった。

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 個別ケース検討会議参加関係機関:市町福祉部局・児童相談所・警察署・市町教育委員会・学校
- 〇 市町福祉部局から、母親の養育に対する支援を行うことや家庭の見守りを行うことが伝えられ、SCを含めた教職員で保護者との面談を行い、母親の精神的な支援を行うよう、学校に対して指導・助言がなされた。
- 市町教育委員会から、学級担任・部活動顧問等が本人の学校生活の観察を行うことと、本人への学習・生徒指導における受容的アプローチ等についての指導・助言がなされた。
- 警察から、家庭内での暴力発生時に保護者から連絡があった際の警察署としての 具体的な対応方法についての情報提供が行われた。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
市町福祉部局 が	母親に	適時に	家庭訪問し、養育について支援を行う。
児童相談所が		適時に	市町福祉部局の後方支援を行う。
警察署・少年 サポートセン ターが	母親及び本人に	適時に	母親及び本人に指導・助言を行う。
SCが	母親に	適時に	カウンセリングを行い、精神的疲弊を解消する方法を伝える。
担任が	本人に	適時に	本人の自尊感情を高める取組をし、進路指導につなげる。
学年担当が	本人や学級に	適時に	授業等学校生活の様子を観察して、学年として支援できることを探る。

- 次回は2カ月後、個別ケース検討会議を実施することが確認された。
- ※ 今後は教頭が窓口(コーディネーター)となり、市町福祉部局・警察署・児童相談所との連絡調整・情報共有を行う。
 - ※ 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議については、あくまで想定される一つの例です。実際には、市町福祉部局が本人の状況・保護者の状況・家庭環境等やこれまで家庭がどのような関係機関とつながっていたか等により、ケースごとに判断し、連携すべき関係機関に日程等の連絡調整を行い、招集し、開催することになります。

連携先:警察署

മ

くケース概要> 中学校1年生男子

同じ部活動内で「LINE」での他の部員とのやり取りが契機となり、同学 年の部員に対して殴る等の暴力行為を行った。

加害生徒の保護者は、喧嘩と受け止め、相談機関に行く必要はないと言

い張っている。

被害生徒は、歯が折れる等の状況があるが、保護者は被害届を出すことを表沙汰にしたくないという理由で躊躇している。 学校は、被害生徒が怪我をしており、暴力を受けた際も手を出していない状況であることから、加害生徒・保護者から正式に謝罪すべきであると 考えている。加害生徒は、これまでも粗暴な行為が見られ、学校はこれを 機会に加害生徒に対して反省を促し、暴力に訴えることがないようにした いと考えている。

児童・生徒の抱える問題の把握

「LINE」でのやり取りに端を発する感情のもつれから、同じ部活動内の友人 に対する暴力行為。いじめ等がなかったか、同じ部活動生徒に対して、「LINE」の使用状況を含めた調査を行う必要がある。

情報の収集・整理

(1) チームづくり:管理職、生徒指導担当、担任、学年担当、特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、SC。 | 2 情報整理:生徒指導担当が、同じ部活動生徒に対して事情聴取を行い、情

報を整理する。

校内におけるケース会議

◆アセスメント

悪口を書かれたと勘違いし、激高した本人が暴力をふるったことか ら、日頃の「LINE」上での友人関係の中で、本人がストレスを抱 え込んでいると思われる。そのため、暴力に頼って解決しようとする 短絡的な思考になっている。また、加害生徒の保護者が相談機関への 連携に対して否定的であることから、子どもと向きあう姿勢が欠如し ている。

◆長期日標

本人の規範意識を育成させ、社会性を身につけさせ、被害者の視点に立つことや人権尊重ができるようにし、進路に向けて取り組むことができるようにする。

◆短期目標

いじめの有無の確認(同じ部活動生徒への事情聴取といじめ対策委員 会の開催)。本人が感情を抑え、行動する前に善悪を判断することができるようにする。保護者に対して、本人の成長に向けた助言を行う。 被害生徒・保護者の心のケアを行う。

◆期限・手立て・校内の役割分担

_							
	誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)			
	生徒指導担	同じ部活	すぐに	事情聴取を行い、「LINE」でのやりとりの			
	当が	動生徒に		事実確認を行う。			
Ī	教頭が	関係教職	同じ部活動生徒	いじめ対策委員会を開催する。			
		員に	への事情聴取後				
	生徒指導担	加害生徒	いじめ対策委	家庭訪問をし、再度説明を行い、関係機関			
	当・担任が	保護者に	員会開催後	と連携した支援の同意を得るようにする。			

SCが	被害生徒	次回勤務時に	カウンセリングを行う。
	ات		
担任が	被害生徒	適時に	被害届の意思の確認を行う。
	保護者に		
養護教諭が	加害生徒	適時に	受容的に本人の話を聞く。
	に		

- 校内ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。
 - 市町教育委員会:学校訪問において対応への助言とケース会議への出席。
 - 警察署:学校・警察相互連絡制度による連絡(通告)。
 - メディア安全指導員:「LINE」によるトラブル等について、生徒対象の講演を依頼。
- 学校は、関係機関との連絡調整や情報共有を行うため、関係機関に依頼して会議を行うこととした。

学校主催関係機関を交えてのケース会議

- ケース会議参加関係機関:警察署・市町教育委員会・学校
- 市町教育委員会から、学級担任・部活動顧問に対して、本人への生徒指導において配慮すべきことについての指導・助言がなされた。
- 警察署は被害生徒・保護者から被害届が提出されていないが、事実確認のための 調査を行うこととし、警察の観点から学校に対して指導・助言がなされ、被害生徒 及び加害生徒からの聞取りを行うことが確認された。なお、学校は加害生徒・被害 生徒保護者に対して、警察が調査に入ることの説明を行うこととした。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
警察署が	被害生徒に	適時に	聞取りを行う。
警察署が	加害生徒に	適時に	聞取りを行う。
生徒指導担当・担任が	加害生徒保護 者に	すぐに	今後の支援についての説明及び助言を行 う。
養護教諭が	被害生徒に	適時に	本人の気持ちに寄り添い、困っていることはないか聞き取る。
担任が	加害生徒・被害 生徒に	随時に	本人とできるだけ対話し、気持ちに寄り添う。
学年担当が	加害生徒・被害 生徒や学級に	随時に	授業等学校生活の様子を観察して、学年として支援できることを探る。
SCが	加害生徒・被害 生徒に	次回勤務時 に	本人の気持ちを丁寧に聞き取り、感情を言葉で表現できるようにする。

- 次回は、学校が市町福祉部局に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議 の要請を行うことが確認された。
- 次回の個別ケース検討会議開催までに警察署から児童相談所へ通告されること もあることが確認された。
- ※ 今後は生徒指導主事が窓口となり、警察署・市町福祉部局との連絡調整・情報共 有を行う。

連携先:市町福祉部局

くケース概要>

高校1年生女子(中学校2年妹、小学校5年弟)

- 市町福祉部局から学校に電話で、母親による児童虐待(ネグレクト)の疑いがあり、本人と面談したい旨の相談が入る。
- 中学時代、本人が学校でいやなことがあると、家で物にあたるなどの行動があ り、母親との関係が悪化した。
- 食事も十分でない状態で、母親からのメールに本人を責める言葉が送られる。
- 学校に納める諸納金等が遅れて納入されることもしばしばであった。

児童・生徒の抱える問題の把握

中学2年以来、本人と母親との確執は続いており、食事が準備されていないときもある。高校生になって、弁当は作ってもらえない(昼食代も与えられない)など、学校生活や家庭生活への不安を抱えており、保護者の経済状況も心配される。



情報の収集・整理

- ① **チームづくり**:管理職、教育相談主任、生徒指導担当、担任、学年主任、養護 教諭、SSW、SC、
- ② 情報整理:教育相談主任が情報整理を行った。

校内におけるケース会議



◆アセスメント

担任が本人と面談し、母親との関係についてこれまでの経緯を把握するとともに、部活動顧問が本人と同じ部活動の友人などから情報を収集する中で、児童虐待(ネグレクト)であることが確認された。

◆長期目標

本人が安心して、学校・家庭での生活を過ごすことができ、前向きに進路 について考えられるようにする。

◆短期目標

本人の安全を確保する。市町福祉部局と協力して生徒の支援を行う。 母親の精神的・経済的安定と養育環境を整備する。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
養護教諭が	本人に	すぐに	家庭での様子を聞き取る。
教育相談主任が	市町福祉部局に	すぐに	家庭の状況を伝える。

市町福祉部局	妹・弟が在籍してい	すぐに	情報を提供し、虐待等の状況がない
(校長)が	る小・中学校長に		かを確認する。
SSWが	母親に	次回勤	家庭の経済状況等について聞き取
		務時に	ె ం.

○ 今後の本人の支援については、市町福祉部局が、要保護児童対策地域協議会の 個別ケース検討会議を開催し、学校が支援の中心として協力することとなった。



要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 市町福祉部局が、主任児童委員に近隣での様子や情報収集を依頼した。
- ② 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議には、担任、教育相談主任が 学校の代表として参加する。
- 個別ケース検討会議参加関係機関:市町福祉部局・主任児童委員・学校・市町 教育委員会(虐待の状況によっては警察 署・児童相談所)

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
市町福祉部局が	町福祉部局が 本人に 適時に		学校を訪問して状況把握を行う。
	母親に	適時に	母親から、家庭の経済状況等について聞き
			取り、支援の方法を探る。
主任児童委員が	福祉部局に	適時に	情報収集の結果を報告する。
担任が	本人に	適時に	本人とできるだけ対話し、気持ちに寄り添
			う。
学年担当が	本人や学級に	適時に	授業等学校生活の様子を観察して、学年と
			して支援できることを探る。
SCが	本人に	次回勤務時	本人の気持ちに寄り添い、受容的に本人の
		に	話を聞くようにする。

- 教育相談主任が、市町福祉部局・主任児童委員と連絡調整・情報共有を行う。
 - ※ 主任児童委員とは、児童福祉法第17条で規定されている児童委員(児童の 福祉に関する機関と区域を担当する)との連絡調整を行い、児童委員の活動に 対する援助及び協力を行う。
- 次回の要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議は2ヵ月後に行い、生徒 の支援状況の確認、その後の支援体制を協議することとなった。

事例4 授業妨害を行う児童

連携先:市町福祉部局•児童相談所

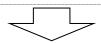
くケース概要>

小学校 3 年生男子

- 授業中の立ち歩きが多く、他の児童へのちょっかいが多い。
- 座っていても教科とは関係のない落書きや手遊びをしている。
- 指示や状況の理解が難しい。担任に何度も同じことを聞き直して確認する。
- ゲームや給食の配膳など、ルールがわかっていても、場面によっては衝動的に 行動してしまい、結果としてルールが守れず他の児童とトラブルになることが多 い。思い通りにならないときには、暴言を吐いたり、暴力に及んだりしている。
- 母親は、家庭内では問題がないので、相談に行く必要はないと話している。

児童・生徒の抱える問題の把握

• 指示や状況の理解が難しい。ルールが守れずトラブルが多い。暴言・暴力を伴っことや学校での様子と家庭での様子が異なっている。旧担任から2年生までも周囲とのトラブルが絶えなかったとの報告があっている。家庭内での保護者と本人との対話が十分になされていない。

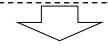


情報の収集・整理

(① **チームづくり**:管理職、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、担任、

学年担当、養護教諭、旧担任、SC、SSW

② 情報整理:担任が情報整理を行った。



校内におけるケース会議

◆アセスメント

思い通りにならないときに暴言・暴力を伴っており、周囲の児童とのトラブルが絶えない。学校と家庭の様子が異なっており、母親は本人の行動に対する無理解のため放任している。また、本人の発達の課題が背景にあることが推測された。

◆長期日標

本人が落ち着いて学校生活を過ごすことができる。周りの児童も落ち着いて学校生活を過ごすことができるようにする。

◆短期日標

適切な指導・支援を行って、本人が集団行動をできるようにする。 保護者に説明を行い、共通理解のもと、協力して本人の指導・支援 を行う。

◆期限・手立て・校内の役割分担

<u>▼ 700 PX </u>							
誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)				
特別支援教育コ	本人や	時間を調	授業の様子を観察して、SCとの相談内容を				
ーディネーター	学級に	整して	整理し、支援できることを探る。				
が							
担任が	本人に	次回ケース	本人が落ち着いていられる場面を探り、でき				
		会議までに	ていることに注目する。				
学年担当が	本人や	時間を調	授業の様子を観察して、学年として支援でき				

	学級に	整して	ることを探る。
SC・担任が	保護者	次回の勤	本人が関係機関と連携した支援を受けること
	に	務時に	について同意を得るよう面談する。
養護教諭が	本人に	すぐに	今の気持ちや困っていることを聞き取る。

- ケース会議にて、次のことについてSCに協力を求めることとした。SC・担任:関係機関と連携した本人への支援について保護者の同意を得る面談を行う。
- SC及び担任が、保護者に県教育センター等の紹介を行ったが、保護者は、子 どもは発達障害ではないので、県教育センター等への相談はしないし、医療機関 で心理検査などをしてもらうつもりはないということであった。
- 2回目の校内ケース会議を開き、保護者の著しい無理解、さらに不良行為をなす恐れのある児童の実態、環境上の理由により生活指導等を要する児童と判断し、市町福祉部局へ相談して、子どもの最善の利益を考え、要保護児童として通告することを決定した。さらに要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の開催を要請することとした。



要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 市町福祉部局が、児童相談所に個別ケース検討会議への参加を要請した。
- 個別ケース検討会議参加関係機関:市町福祉部局・児童相談所・市町教育委員会・学校
- 市町教育委員会指導主事等から、保護者の同意が得られないので、県教育センター等への相談もできない状況で、学校独自で対応している等の話がある。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
市町福祉部局が	本人に	すぐに	学校を訪問し、本人と面談し、状況を把握 する。
	母親に	適時に	家庭訪問し、状況を把握するとともに、医療機関への受診を勧める。
児童相談所が		適時に	市町福祉部局の後方支援を行う。
SCが	本人に	次回勤務 時に	本人が感じていることや困っていること はないか聞き取る。
担任が	母親に	適時に	本人の学校の様子を知らせつつ、できたこと等を伝える。
SSWが	母親に	適時に	本人の学校での状況等を説明するととも に、市町福祉部局へ経過報告を行う。
学年担当・特別支援 教育コーディネータ ーが	本人や学級に	適時に	授業等学校生活の様子を観察して、学年として支援できることを探る。

- 今後は教頭が、市町福祉部局・児童相談所との連絡調整・情報共有を行う。
- 次回は2ヵ月後、個別ケース検討会議を開催し、保護者面談の様子と本人の現在 の学校での様子を情報共有することが確認された。

事例5 不登校

連携先:市町福祉部局・保健所

警察署

くケース概要>

小学校5年生男子、弟は保育園年長児

- 本人は不登校状態で、電話で話をすることもできず、担任が家庭訪問しても本人に会わせてもらえない。4年生の3月から一度も登校していない。
- 母親は「学校に行くといじめられる、叩かれる、だから本人も学校に行きたがっていない。」と言って、学校に行かせないと言い、教職員との面会も拒否する。
- 母親は、一方的、攻撃的な口調であるが、時々、涙ぐむ時もあって、情緒的に不安定な様子が窺える。以前うつ病による通院歴がある。

児童・生徒の抱える問題の把握

• 昨年度のいじめ調査等では、4 年生の時のいじめについて確認されていない。 旧担任からは、親しい友人とトラブルになったことについて報告されているが、 本人と話ができないため事実の確認はできていない状況。電話連絡を行い、家庭 訪問を何度となく行っているが、安否確認できない状況である。本人及び母親の 学校に対する不信感から解決の糸口をつかめない状況。

情報の収集・整理



① チームづくり:管理職、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当、担任、

旧担任、SSW、養護教諭

② 情報整理:担任が情報整理を行った。

校内におけるケース会議

◆アセスメント

本人の安否確認を行う努力をする。現時点では、本人の状況を把握することができず、不登校の状況が、本人の心理的な課題か母親の情緒不安定によるものなのか、判別が困難である。登校していた 4 年生までの授業態度や学習状況から本人が悩みを抱えている可能性がある。また、交友関係のトラブルが原因であったとも考えられる。

◆長期目標

不登校の解消。本人が安心して学校生活が送れるようにする。

◆短期目標

本人の安否確認。いじめの有無の確認(いじめ対策委員会の開催)。 本人の状況を確認するとともに母親の精神的安定と養育環境の整備 を支援する。本人への学習支援の方法を探る。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
校長が	教頭・生 徒 指 導 主事に	すぐに	いじめの有無の確認を行うため、関係学年 にいじめ調査を行うよう指示。その結果を もとにいじめ対策委員会の開催を指示。
校長が	市町福祉 部局に	すぐに	要保護児童対策地域協議会の開催を要請することを前提として相談する。
SSWが	母親に	できるだけ早く	母親と面談し、どうしたいかの確認を行う。

○ 校長が市町福祉部局に相談し、個別ケース検討会議開催の要請を行う。



要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 市町福祉部局が、保健所・警察署に個別ケース検討会議への参加を要請した。
- 個別ケース検討会議参加関係機関:市町福祉部局・保健所・警察署・市町教育委 員会・学校

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
担任が	母親に	随時に	家庭の状況を確認する。
市町福祉部局	保育園に	すぐに	弟の登園状況を確認する。
が	家庭に	適時に	家庭訪問を行い、家庭の状況を把握する。
保健所が	母親及び弟に	適時に	弟の発達支援と母親の継続した支援を行
			う。
学校が	家庭に	すぐに	警察署と連携して、安否確認を行う。
警察署が	家庭に	すぐに	学校と連携して、安否確認を行う。
市町教育委員	学校に	適時に	学校支援のため指導主事等を派遣する準
会が			備を行う。
SSWが	母親に	適時に	本人の状況を確認するとともに、医療機関
			への相談を勧める。
学年担当が	家庭に	すぐに	組織として家庭訪問に対応できるよう、二
			人ずつのペアを編成する。

- 今後は教頭が窓口となり、市町福祉部局・保健所・警察と連絡調整・情報共有を 行う。
- 担任・学年担当は、母親の状況に応じて家庭訪問を行う。
- 2ヵ月後に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を行うことが確認 された。

事例6 保護者のDVで不安定になっている生徒

連携先:市町DV相談窓口·児童相談所

<ケース概要> 高校2年生女子

- 本人が保健室に行き、養護教諭に相談した。相談の中で「このことは誰にも言わないで欲しい、親にも言って欲しくない、私がこのことを学校に相談したことがばれると、家庭が崩壊する」と言う。 かにちちっちり マスクを見ている
- 父親が本人の前で日常的に母親を叩いたり、物にあたったりするのを見ていら れないという内容。
- よく話を聞くと、本人が以前家で父親から暴力を受けていたことがわかった。

児童・生徒の抱える問題の把握

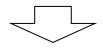
- 夜眠れない、身体が疲れていて、勉強も手につかない心理的に不安定な状況。

情報の収集・整理



- ① チームづくり: 管理職、教育相談主任、担任、学年主任、養護教諭、SC、 SSW
- 情報整理:教育相談主任が情報整理を行った。

校内におけるケース会議



◆アセスメント

家庭内にDVがあり、本人への心理的虐待が認められる。本人は自分が相談することで家庭が壊れることを恐れており、本人の気持ちに配慮した対応 現状を打破する支援との判断が難しいが、通告すべきと考えられる。

◆長期目標

安心して学校生活・家庭生活ができるようにする。自分の進路に向けて前 向きに取り組めるようにする。

▶短期日標

外部関係機関と連携した支援を行うことについて本人の説得を行う。児童 相談所に通告する。

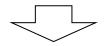
◆期限・手立て・校内の役割分担

* WIN 3 = C X 3 X C C C C C C C C C			
誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
教育相談主任が	母親に	すぐに	学校での出来事を報告し、家庭の状況を聞 き取り、相談窓口を紹介する。
担任と養護教諭が	本人に	すぐに	家庭の状況の聞き取りを行い、通告の説得 を行う。
SCが	本人に	次 の 勤 務時に	カウンセリングを行い、本人の気持ちに寄り添う。
校長が	児 童 相 談所に	すぐに	家庭内DVによる児童虐待の通告を行う。

本人の気持ちを理解しつつも、現状を変えるためには外部関係機関との連携し た支援が必要であることの説明を行うことが確認された。

その後、市町のDV相談窓口(または女性相談窓口)に抽象化(匿名等)して 相談、DV相談窓口からは DV 被害者への基本的な対応の仕方について助言され

学校は、児童相談所との情報共有を行うため、ケース会議を行うこととした。



児童相談所とのケース会議

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
児童相談所が	本人に	適時に	学校を訪問し、虐待についての事実確
			認を行う。
養護教諭が	本人に	随時に	本人とできるだけ対話し、気持ちに寄
			り添う。
担任が	本人に	随時に	本人とできるだけ対話し、家庭状況の
			確認を行う。
SCが	本人に	適時に	引き続きカウンセリングを行う。
学年担当が	本人や	適時に	授業等学校生活の様子を観察して、学
	学級に		年として支援できることを探る。
SSWが	母親に	適時に	面談を行い、家庭の状況を確認する。

- 今後は教育相談主任が窓口となり、児童相談所との連絡調整・情報共有を行う。
- 母親が市町のDV相談窓口に相談した場合、市町の相談窓口は、警察にDVの状況説明と支援を要請することが確認された。
- 少なくとも2ヵ月後までの状況に応じて、児童相談所が市町福祉部局へ、児童相談所・学校・市町福祉部局・警察を交えた要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催を要請することが確認され、それまでの本人及び家庭の見守り体制の確認を行った。

①事例7 暴力行為(対教師暴力)

連携先:法務少年支援センターながさき(少年鑑別所)・警察署・少年サポートセンター

くケース概要>

中学校2年生男子(14歳)

- LINE により他校の生徒や有職少年等とつながり、徒党を組む傾向にある。
- 学校を連絡なしで休むことがあり、家庭に連絡しても居場所が分からない場合がある。
- 本人の父親は、幼少からしつけと称して怒鳴ったり叩いたりしており、本人との関係が悪化している。(幼少時からの虐待が疑われる。)
- 落ち着くと教師の話が聞けるが、自分の思うようにならないときは、教師に反発したり暴言を吐く。
- 学年集会時に担任から注意されたことをきっかけに興奮し、殴りかかり暴力を振るった。
- 家庭では、気に入らないことがあると母親に暴言を吐き、家を飛び出すようになっている。

児童・生徒の抱える問題の把握

- 小学校時から発達障害の疑いがあり、検査等を勧めたが、保護者の同意を得ることができず、医療等にはつながっていない。
- 父親は本人に対し否定的で、過度にプレッシャーを与えるため、関係は不良である。父親と母親の間で、養育に関する共通理解が図られていないため、家庭が本人の安心できる居場所になっていない。

情報の収集・整理

- ① チームづくり:管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、担任、 学年担当、養護教諭、前担任、SC、SSW
- ② 情報整理: 教頭が情報整理を行った。

校内におけるケース会議



◆アセスメント

深夜徘徊を繰り返す背景として、他校生や有職少年との付き合いができたことが考えられる。また、学校内でいきがる傾向にあり、反面学校内で孤立感も感じている。もともと対人関係において、トラブルを起こすことが多かった上に、気持ちが高ぶると暴力に訴える傾向にある。さらに、父親の無理解や、家族関係の不和等の環境的な不安定さが重なっている。

母親が精神的に疲弊している状況がうかがわれた。

◆長期目標

本人が自分の感情をコントロールでき、教師の指導を真摯に受け容れるようになることと、社会性を身につけ進路に向けて取り組むことができるようにする。両親に対して、養育に対する不安を解消する手立てを行う。

◆短期目標

興奮したときにはクールダウンをするなど、怒りを和らげることが、 できるようにする。

母親の精神的疲弊感の軽減を図る。

※ 対教師暴力については、当該生徒が担任へつかみかかったのみであり、外傷等はなかったため、警察へ相談はしたが、被害届は出さなかった。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
SSW及び	母親に	すぐに	母親の気持ちを丁寧に聞き取り、法務少年
担任が			支援センターながさきに相談するよう助言
			し、家での本人の様子を聞き取る。
SCが	本人に	適時に	本人の気持ちを丁寧に聞き取り、感情を上
			手に言葉で表現できるよう助言する。
校長が	市町福祉	SSW•担任	SSW・担任による母親面談後に、要支援
	部局に	面談後すぐに	児童として市町福祉部局への情報提供を行
			う。
学年担当が	本人に	授業時に	本人の困り感を解消する取組を行うととも
			に、意欲的に取り組める指導を工夫する。
養護教諭が	本人に	興奮時に	保健室等でクールダウンさせる。

○ 校内ケース会議にて、母親に対して法務少年支援センターながさきへの相談を助言すること、併せて市町福祉部局へ要支援児童として情報提供を行うことが協議された。その後、学校が市町福祉部局に要保護児童対策地域協議会の開催を要請し、警察・児童相談所・法務少年支援センターながさき等も交えて検討することになった。 □□

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 個別ケース検討会議参加関係機関:市町福祉部局・児童相談所・警察署・少年サポートセンター・法務少年支援センターながさき・市町教育委員会・学校。
- 市町福祉部局から、両親の養育に対する支援を行うことや家庭の見守りを行うことが伝えられ、SCを含めた教職員で保護者との面談を行い、母親の精神的な支援を行うよう、学校に対して指導・助言がなされた。
- 〇 市町教育委員会から、学級担任等が本人の学校生活の観察を行うことと、本人への学習・生徒指導における受容的アプローチ等についての指導・助言がなされた。
- 警察から、家庭内での暴力発生時に保護者から連絡があった際の警察署としての 具体的な対応方法についての情報提供が行われた。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
市町福祉部局	両親に	適時に	家庭訪問し、父親と話をするとともに、母
が			親に養育について支援を行う。
児童相談所が		適時に	市町福祉部局の後方支援を行い、虐待が行
			われていないかの安全確認を行う。
警察署・少年サポ	両親及び本人	適時に	両親及び本人に指導・助言を行う。
ートセンターが	に		
SCが	母親に	適時に	カウンセリングを行い、精神的疲弊を解消
			する方法を伝える。
担任が	本人に	適時に	本人の自尊感情を高める取組をし、進路指
			導につなげる。
法務少年支援セ	両親及び本人	本人が来所	本人の能力・性格の調査、及び本人や両親
ンターながさき	に	時に	への心理相談を行う。

- 次回は2カ月後、個別ケース検討会議を実施することが確認された。
- ※ 今後は教頭が窓口となり、SSW との連携により、市町福祉部局・警察署・児童相談所・法務少年支援センターとの連絡調整・情報共有を行う。

連携先:市町福祉部局・保健所 地区特別支援学校

くケース概要>

マクース概要と 中学校1年生男子(一人親家庭) ・ 本人は、小学校6年時から不登校状態となっている。 ・ コミュニケーション能力が低く、自分の決めたことから抜け出せない傾

向にあり、見通しをもって、行動することが苦手である。 母親は精神的に不安定になっているとの情報があり、学校は家庭訪問を 継続して行っていたが、母親が拒否するようになった。校納金等諸費は未

納となっている。 学年主任は、母親と手紙で連絡をとっている。本人に会えていない状況 学年主任は、母親と手紙で連絡をとっている。本人に会えていない状況

児童・生徒の抱える問題の把握

小学校低学年時に、父親と母親は離婚している。 養育の支援を行っていた祖父も病気がちとなり、本人が登校するためには、母親の精神的安定と家庭の経済的安定が必要である。

情報の収集・整理



チームづくり:管理職、生徒指導担当、担任、学年担当、特別支援教育コーディネーター、SSW。

12 情報整理:教頭が、情報整理を行った。

校内におけるケース会議



◆アセスメント

自分が思ったことをすぐに口に出してしまうため、同年代の生徒と人間関係をつくることが難しい状況にある。家庭内では、自分が思う ようにならないことがあると暴れることがある。母親は精神的に不安 定な状態となり精神科に通院しているようである。母親は、学級担任 や学校の強い指導を負担に感じ、学校に対する警戒心や不信感を抱い ているようである。

◆長期目標

不登校の解消。本人が安心して家庭・学校で生活を過ごすことがで き、進路に向けて取り組むことができるようにする。

◆短期目標

本人の状況を確認するとともに母親の精神的安定と家庭環境の整備 を支援する。本人の学習支援の方法を探る。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が		誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
校長だ) <u>į</u>	市町福祉	すぐに	要支援児童として情報提供を行い、要保護
		部局に		児童対策地域協議会の開催を要請する。
SSW	が	母親に	できるだけ早く	面談を行い、困り感等について聞き出すと
				ともに、生活支援等についての説明を行う。
学年主		母親及び	SSW による母	再度家庭訪問をし、関係機関と連携した支
U SSI	Νが	本人に	親との面談後	援の同意を得るよう説明を行うとともに、
				本人の状況を確認する。
特別习	5援教	地区特別	本人の状況確	地区特別支援学校(地区特別支援教育コー
育コー	-ディ	支援学校	認後に	ディネ―ター事務局)に本人の状況等につ
ネータ	ヲーが	に		いて相談する。
校長だ) <u>ı</u>	市町教育	適時に	本人を適応指導教室へつなぐための相談を
		委員会に		行う。

- 校内ケース会議にて、次のことについて協議し、その後母親に説明を行い、了 承を得て、関係機関に協力を求めることとした。
 - 市町教育委員会: SSW や学校職員の母親への面談を通して、本人を適応指導教室につなげる。
 - 市町福祉部局:母親の精神的安定及び家庭の経済的支援の相談、支援を行う。
 - ・地区特別支援学校:本人の状況を把握し、直接支援できない場合は、県教育センター特別支援教育研修班に情報提供を行う。
 - ・保健所:母親の精神的安定及び本人のひきこもり支援の相談にあたる。
- 学校は、要支援児童として市町福祉部局要対協事務局へ情報提供を行い、個別 ケース検討会議開催の要請を行う。



要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 〇 市町福祉部局要対協事務局が、市町教育委員会・保健所・児童相談所・地区特別 支援学校・市町福祉部局生活保護担当に個別ケース検討会議への参加を要請した。
- 〇 市町教育委員会から、学校職員に対して、本人を適応指導教室につなげる場合の 配慮すべきことについての指導・助言がなされた。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
SSW 及び学 年主任が	母親及び本人に	すぐに	面談を行い、学校の情報提供や学習支援、 適応指導教室の紹介を行い、それらについ ての説明・相談を行い、特別支援教育コー ディネーター事務局及び保健所による面 談の了承を得る。
市町福祉部局 が	母親に	すぐに	日親の養育支援を行うとともに生活支援 等についての相談を行う。
児童相談所が		適時に	市町福祉部局の後方支援を行う。
市町教育委員 会が	母親に	適時に	適応指導教室に通室するための方法につ いて相談の場を持つ。
保健所が	母親及び本人 に	適時に	母親の精神的安定及び本人のひきこもり 支援の相談にあたる。
SSW が	関係機関	適時に	市町福祉部局、児童相談所、保健所がスムーズに連携できるように、情報を収集し共有するための窓口となる。
担任及び学年担当が	本人に	適時に	本人が登校できた時に、本人の困り感を解消する取組を行うとともに意欲的に取り組める指導を工夫する。自尊感情を高める取組をし、進路指導につなげる。

○ 2回目の個別ケース検討会議が3ヵ月後に開催されたが、特別支援教育コーディネーター事務局による支援が母親の了承を得られなかったため、県教育センター特別支援教育研修班につながれ、長崎大学教育学部による相談支援が提案された。

※ 今後は教頭が窓口となり、SSW との連携により、市町福祉部局、市町教育委員会、保健所、市町教育委員会、県教育センター特別支援教育研修班がスムーズに連携できるように窓口となり、連絡調整・情報共有・情報整理を行う。

事例9 不登校(家庭問題)

連携先:市町福祉部局

くケース概要>

中学校1年生女子(小学校2年弟)

- 親の離婚により小学校4年次に不登校になり、5年生の終わりに現在の市へ親子で転入したが、登校できない状況が続いた。
- 中学校入学後、登校しようと努力したが、学級の授業のペースについていけず、 また級友からの言葉に傷つくことが重なり、4月末から学校を休むようになった。
- 保健室登校を試みたが、無理に教室に連れて行かれることがあって、学校が怖くなり登校できなくなっている。
- 学校に納める諸納金等の納入は遅れ気味で、延滞されている。

児童・生徒の抱える問題の把握

- 5年生までは、祖父母と同居していたが、母親と祖母の折り合いが悪く、学校にもなじめなかったため、親子3人で現在の市へ転入した。
- 本人は不登校時の学習が抜け落ちており、遅れがあるものの、特に発達等には 問題はないと考えられる。

情報の収集・整理



- ① チームづくり:管理職、教育相談主任、生徒指導担当、担任、学年主任、養護
 - 教諭、SSW、SC、
- ③ 情報整理:教頭が情報整理を行った。

校内におけるケース会議



◆アセスメント

担任が本人と面談し、母親との関係についてこれまでの経緯を把握するとともに、部活動顧問が本人と同じ部活動の友人などから情報を収集する中で、児童虐待(ネグレクト)であることが確認された。

◆長期日標

本人が安心して、学校・家庭での生活を過ごすことができ、前向きに進路 について考えられるようにする。

◆短期目標

本人の安全を確保する。市町福祉部局と協力して生徒の支援を行う。 母親の精神的・経済的安定と養育環境を整備する。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
養護教諭が	本人に	すぐに	家庭での様子を聞き取る。

教育相談主任が	市町福祉部局に	すぐに	家庭の状況を伝える。
市町福祉部局	妹・弟が在籍してい	すぐに	情報を提供し、虐待等の状況がない
(校長)が	る小・中学校長に		かを確認する。
SSWが	母親に	次回勤	家庭の経済状況等について聞き取
		務時に	る。

○ 今後の本人の支援については、市町福祉部局が、要保護児童対策地域協議会の 個別ケース検討会議を開催し、学校が支援の中心として協力することとなった。



要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 市町福祉部局が、主任児童委員に近隣での様子や情報収集を依頼した。
- 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議には、担任、教育相談主任が 学校の代表として参加する。
- 個別ケース検討会議参加関係機関:市町福祉部局・主任児童委員・学校・市町 教育委員会(虐待の状況によっては警察 署・児童相談所)

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
市町福祉部局が	本人に	適時に	学校を訪問して状況把握を行う。
	母親に	適時に	母親から、家庭の経済状況等について聞き
			取り、支援の方法を探る。
主任児童委員が	福祉部局に	適時に	情報収集の結果を報告する。
担任が	本人に	適時に	本人とできるだけ対話し、気持ちに寄り添
			う。
学年担当が	本人や学級に 適時に		授業等学校生活の様子を観察して、学年と
			して支援できることを探る。
SCが	本人に	次回勤務時	本人の気持ちに寄り添い、受容的に本人の
		に	話を聞くようにする。

- 教育相談主任が、市町福祉部局・主任児童委員と連絡調整・情報共有を行う。
 - ※ 主任児童委員とは、児童福祉法第17条で規定されている児童委員(児童の 福祉に関する機関と区域を担当する)との連絡調整を行い、児童委員の活動に 対する援助及び協力を行う。
- 次回の要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議は2ヵ月後に行い、生徒 の支援状況の確認、その後の支援体制を協議することとなった。

事例 10 精神保健上の課題を抱えている生徒

連携先:市町福祉部局•児童相談所

病院

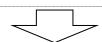
くケース概要>

小学校 3 年生男子

- 授業中の立ち歩きが多く、他の児童へのちょっかいが多い。
- 座っていても教科とは関係のない落書きや手遊びをしている。
- 指示や状況の理解が難しい。担任に何度も同じことを聞き直して確認する。
- ゲームや給食の配膳など、ルールがわかっていても、場面によっては衝動的に 行動してしまい、結果としてルールが守れず他の児童とトラブルになることが多 い。思い通りにならないときには、暴言を吐いたり、暴力に及んだりしている。
- 母親は、家庭内では問題がないので、相談に行く必要はないと話している。

児童・生徒の抱える問題の把握

指示や状況の理解が難しい。ルールが守れずトラブルが多い。暴言・暴力を伴 うことや学校での様子と家庭での様子が異なっている。旧担任から2年生までも 周囲とのトラブルが絶えなかったとの報告があっている。家庭内での保護者と本 人との対話が十分になされていない。

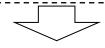


情報の収集・整理

チームづくり:管理職、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、担任、

学年担当、養護教諭、旧担任、SC、SSW

② 情報整理:担任が情報整理を行った。



校内におけるケース会議

◆アセスメント

思い通りにならないときに暴言・暴力を伴っており、周囲の児童と のトラブルが絶えない。学校と家庭の様子が異なっており、母親は本 人の行動に対する無理解のため放任している。また、本人の発達の課 題が背景にあることが推測された。

◆長期日標

本人が落ち着いて学校生活を過ごすことができる。周りの児童も落 ち着いて学校生活を過ごすことができるようにする。

◆短期日標

適切な指導・支援を行って、本人が集団行動をできるようにする。 保護者に説明を行い、共通理解のもと、協力して本人の指導・支援 を行う。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
特別支援教育コー	本人や	時間を調	授業の様子を観察して、SCとの相談内容を
ディネーターが	学級に	整して	整理し、支援できることを探る。
担任が	本人に	次回ケース	本人が落ち着いていられる場面を探り、でき
		会議までに	ていることに注目する。
学年担当が	本人や	時間を調	授業の様子を観察して、学年として支援でき
	学級に	整して	ることを探る。

SC・担任が	保護者		本人が関係機関と連携した支援を受けることについて同意を得るよう面談する。
養護教諭が	本人に	すぐに	今の気持ちや困っていることを聞き取る。

- ケース会議にて、次のことについてSCに協力を求めることとした。
 - SC・担任: 関係機関と連携した本人への支援について保護者の同意を得る面談を行う。
- SC及び担任が、保護者に県教育センター等の紹介を行ったが、保護者は、子 どもは発達障害ではないので、県教育センター等への相談はしないし、医療機関 で心理検査などをしてもらうつもりはないということであった。
- 2回目の校内ケース会議を開き、保護者の著しい無理解、さらに不良行為をなす恐れのある児童の実態、環境上の理由により生活指導等を要する児童と判断し、市町福祉部局へ相談して、子どもの最善の利益を考え、要保護児童として通告することを決定した。さらに要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の開催を要請することとした。



要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 市町福祉部局が、児童相談所に個別ケース検討会議への参加を要請した。
- 個別ケース検討会議参加関係機関:市町福祉部局・児童相談所・市町教育委員会・学校
- 市町教育委員会指導主事等から、保護者の同意が得られないので、県教育センター等への相談もできない状況で、学校独自で対応している等の話がある。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
市町福祉部局が	本人に	すぐに	学校を訪問し、本人と面談し、状況を把握
			する。
	母親に	適時に	家庭訪問し、状況を把握するとともに、医
			療機関への受診を勧める。
児童相談所が		適時に	市町福祉部局の後方支援を行う。
SCが	本人に	次回勤務	本人が感じていることや困っていること
		時に	はないか聞き取る。
担任が	母親に	適時に	本人の学校の様子を知らせつつ、できたこ
			と等を伝える。
SSWが	母親に	適時に	本人の学校での状況等を説明するととも
			に、市町福祉部局へ経過報告を行う。
学年担当•特別支援	本人や学	適時に	授業等学校生活の様子を観察して、学年と
教育コーディネータ	級に		して支援できることを探る。
ーが			

- 今後は教頭が、市町福祉部局・児童相談所との連絡調整・情報共有を行う。
- 次回は2ヵ月後、個別ケース検討会議を開催し、保護者面談の様子と本人の現在 の学校での様子を情報共有することが確認された。

3 関係機関との連携における個人情報の取扱について

学校と関係機関との連携を行う際に伝えていく情報は「個人情報」であり、本人(保護者)が伝えて欲しくないとする情報もあることに注意をしなければなりません。そのことを踏まえ、保有・取得・利用・提供・措置する情報の範囲については、十分配慮する必要があります。

また、個人情報の保有・取得・利用・提供・措置については、公立学校、私立学校 ごとに、法的根拠が異なる(公立学校は個人情報の保護に関する法律第5章、私立学 校は同法第4章を参照)ことに注意する必要があります。

なお、個人情報の取扱は、慎重に行うことが必要ですが、過剰反応し、子どもの指導・支援に必要とされる情報の共有ができないということを避けるためには、日頃から、根拠となる法律・条例を確認し、教職員の共通理解を図っておくことが大切です。 【「個人情報の保護に関する法律」以下(法令)といいます。】

(1) 個人情報とは

「個人情報」とは、「個人に関する情報」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のことをさします。

具体的には、氏名、住所、電話番号、本籍・国籍はもとより、心身、家庭状況、社会生活、資産、収入、思想・信条・信教等個人の内心に関する情報等、個人に関するすべての情報をいいます。

(2) 個人情報の保有・取得・利用・提供・安全管理措置について

個人情報を保有するときは、あらかじめ利用目的を明確にし、当該目的を達成する ために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければなりません。

学校においては、「個人情報の保護に関する法律」によって、個人情報の取扱に関 して組織的に取り組み、徹底した管理を行う必要があります。

特に教職員の守秘義務の徹底を図るとともに個人情報の保護に関する法律をあらかじめ確認しておくことが重要です。

<学校が保有している個人情報の取扱における原則>

- 1 個人情報は取得時に特定した「利用目的の範囲内」でのみ利用可能。
- 2 みだりに個人情報を第三者へ漏らしてはならない。
- 3 他の実施機関(学校等)、国、地方公共団体、報道機関その他の第三者から個人情報の提供を求められても、法令の規定による提供や、利用目的の範囲内の提供といえない限り基本的には提供してはならない。

((3) 個人情報保護への配慮について

学校と関係機関との間における個人情報の取扱については、各地方公共団体における情報公開・個人情報保護の主管部局と緊密な連絡を図りつつ、共通認識を持っておく必要があります。

情報の共有は必要ですが、個人情報の観点からは、関係機関における共通認識の維持に必要な限度、例えば、児童生徒の状況や事例の理解に必要な範囲の情報に限定することが重要です。当該児童生徒や保護者が、自分たちの個人情報が知られることに不安を抱き、問題解決を困難にさせる場合もあります。このような場合は、後述(P39参照)のとおり、「要保護児童対策地域協議会」を有効活用することができます。

- 一般的に必要な範囲の情報共有の内容
 - (※ 相談の内容によって違いあり)
 - ① 当該児童生徒の問題行動等についての情報
 - ② 家庭環境や保護者の養育姿勢についての情報
 - ③ 問題行動等の要因についての情報
 - ④ 改善目標
 - ⑤ 改善目標を実現するための計画

児童生徒の個人情報を関係機関で共有する場合、どこまで情報を提供できるのかという個人情報の保護の問題が生じます。しかしながら、児童の健全育成という使用目的を達成する観点から、関係機関等が必要な範囲で情報共有を行い、相互の認識の共通化を図ることについては、公立学校の場合は、法令(第69条第2項第2号)等により、私立学校の場合は、法令(第27条第2項及び第3項)等により、第三者提供の原則禁止の例外として認められることが多いと考えられます。(法的根拠については、P9を参照)

しかしながら、公立学校と私立学校が、相互に児童生徒の個人情報の提供を行う場合は、根拠となる条文が異なりますので、法律の第 4 章と第 5 章を確認する必要があります。

私立学校の場合は、

【法令第16条(定義)】 【法令17条(利用目的の特定)】

【法令18条(利用目的の制限)】 【法令19条(不適正な利用の禁止)】

【法令20条(適正な取得)】 【法令23条(安全管理措置)】

【法令27条 (第三者提供の制限)】等に注意する。

<公立学校の場合>

【個人情報の保護に関する法律 第61条】(個人情報の保有の制限)

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性 を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【個人情報の保護に関する法律 第62条】(利用目的の明示)

行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その 他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - ~ 3号以下略 ~

【個人情報の保護に関する法律 第69条】(利用及び提供の制限)

- 1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - ~ 第4号略 ~
 - ~ 第3項・第4項略 ~

<私立学校の場合>

【個人情報の保護に関する法律第27条】(第三者提供の制限)

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- ー 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき

(4) 児童生徒の支援のために個人情報を共有する必要について

保護者の同意が得られなかった場合でも、児童生徒に継続的な支援を行うため、関係機関と情報を共有する必要がある場合は、個人情報の保護に関する法律に基づいて判断します。

(5) 個人情報を保有・提供する際の配慮事項について

個人情報の収集は、本人(保護者)から収集することが原則です。あらかじめ関係機関と連携した支援の意義や個人情報利用目的の説明と関係者を明確化し、関係機関への情報提供について保護者や本人の同意を得るようにします。

個人情報を他の関係機関に提供する際には、伝える情報の範囲や内容を慎重に確認 し、本人(保護者)の同意を得るよう努めることが必要です。

(6) 守秘義務について

地方公務員法第34条で、教職員には守秘義務が課せられています。個人情報の保護に関する法律とともに、守秘義務についても遵守しなければなりません。

教職員には守秘義務が課せられていますが、個人に課せられているのではなく、学校・教育委員会という組織の一員として課せられており、個人情報も含めて、校内・ 所管の教育委員会等で情報共有することができます。ただし、外部に漏らすことはできません。

○ 児童生徒の問題行動や異変を把握した場合の関係機関への個人情報の提供

(例)要保護児童(虐待を含む)の場合の個人情報の提供の可否

1 SC、SSW、学校医 O (同じ守秘義務の組織)

2 病院 × (保護者の同意が必要)

3 保健所 × (保護者の同意が必要)

4 市町福祉部局 〇 (要保護児童として通告(虐待を含む))

5 児童相談所 〇 (要保護児童として通告(虐待を含む))

6 警察署 〇 (満14歳以上の犯罪少年の場合の通告)

【地方公務員法第34条】

(秘密を守る義務)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、 同様とする。

第3 資料編

1 児童福祉法の考え方について

〔国民の責務と児童福祉の理念〕

- 第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

〔国及び地方公共団体の責任〕

- 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 〔福祉保障の原理〕
- **第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

児童福祉法第1条では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、 且つ、育成されるよう努められなければならない」と規定されているほか、同法 第2条、第3条においても、各々児童の最善の利益を考慮することが前提とされ ている。

2 「要保護児童」の考え方について

(1)要保護児童の定義

児童福祉法

〔事業〕

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。)につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生 労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められ る児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者 (次条第一項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

①「保護者のない児童」

孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が行方不明・長期収監中の児童等

②「保護者に監護させることが不適当な児童」

「保護者にその原因がある場合」と「児童本人の行為や心身上の障害にその 主な原因がある場合」がある。

- ア) 保護者にその原因がある場合
 - ・保護者に虐待されている児童
 - 保護者の著しい無理解または無関心のため放任されている児童
 - ・保護者の労働・疾病等のため必要な監護を受けられない児童等 (児童福祉法第6条の3にある小規模住居型児童養育事業の対象)
- イ) 児童本人の行為や心身上の障害にその主な原因がある場合
 - ・障害を有する児童であって、保護者のもとにあっては、十分な監護が行われないため、それぞれの専門の児童福祉施設に入所して、保護、訓練または治療したほうが本人の福祉になると認められる児童(児童福祉法第42条にある障害児施設の入所対象)
 - ・不良行為をなし、またはなす恐れのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童で児童自立支援施設に入所する必要のある児童

(児童福祉法第44条にある児童自立支援施設の入所対象)等

※ 「要保護児童」については、施設入所とまではいかなくとも施設通所や 児童福祉司等の指導を必要とするという程度の場合も対象になる。

(2) 通告対象である「要保護児童」について

児童福祉法

〔福祉事務所等への通告〕

- 第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談 所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。
 - ※ 家庭裁判所への通告と通告対象である審判に付すべき少年については、少年法で規定されている。

※ 少年法

〔通告〕

第六条 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 警察官又は保護者は、第三条第一項第三号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、 又は通告するよりも、先づ児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による措置にゆだねるのが 適当であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

〔審判に付すべき少年〕

第三条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

- 罪を犯した少年
- 二 十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
- 三 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
- イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
- ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
- ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること。
- 二 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。
- 2 家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年及び同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者については、 都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。
- ※ 家庭裁判所への通告とは、実質的には警察への通報から始まる。

(3) 通告義務と守秘義務について

児童福祉法第25条の規定に基づく通告は、すべての国民に課せられている。

通告義務と守秘義務の関係については、「医師や弁護士等、刑法第134条の規定により正当な理由がないのにその業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らすことが禁じられている者や、地方公務員や民生委員など刑法以外の法令上守秘義務が定められている者についても、法第25条に定める通告義務があり、通告を受けた児童相談所等の職員に守秘義務があること等に鑑みれば、通告することは秘密漏示や守秘義務違反に当たるものではない」(児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について(平成9年6月20日児童発第434号厚生省児童家庭局長通知)とされている。

3 要保護児童対策地域協議会(要対協)について

※ 県内21市町全て設置済み。

(1) 設置の目的

〔児童福祉法〕

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは 特定妊婦への適切な支援を守るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者そ の他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

- (2)協議会構成機関(各市町により異なる)
 - ① 児童福祉関係 ・・・市町の児童福祉部局、母子保健等の担当部局、児童 相談所、県福祉事務所、児童福祉施設等
 - ② 保健医療関係 ・・・市町保健センター、保健所、医療機関、臨床心理士 等
 - ③ 教育関係・・・・市町教育委員会、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ④ 警察・司法関係、人権擁護関係
 - • 警察、弁護士会、弁護士、法務局、人権擁護委員等

(3) 守秘義務

- ① 協議会の構成員は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない。 【児童福祉法第二十五条の五】
- ② 守秘義務に反して漏らした場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる。 【児童福祉法第六十一条の三】
- ③ 協議会は、要保護児童等の情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。 【児童福祉法第二十五条の三】

(4) 支援の対象者(要保護児童等)

- ① 要保護児童及びその保護者
 - (例)虐待相談(通告)として受けたケース
- ② 要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童) 及びその保護者
 - (例) 保護者から養育について継続的に相談を受けたり、在宅福祉サービスの提供など社会的な援助を必要としたりするケース
- ③ 特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)

(例) 若年奸婦等

※ 地域協議会の対象者は上記のとおりであるが、虐待を受けた児童に限らず、 非行児童等の処遇困難なケースも含まれる。

(5) 要保護児童対策地域協議会の意義

- ① 要保護児童等の早期発見
- ② 迅速な支援の実施
- ③ 各関係機関による情報の共有化
- ④ 各関係機関の役割分担と責任体制の明確化
- ⑤ それぞれの機関の限界や大変さの分かち合い
- ⑥ 責任ある連携とより良い支援(積み重ねとつながりの重要性)
- ※ 要保護児童等を要対協で取り扱う場合の留意点 「社会防衛・地域から排除・監視」といった目的で取り扱うのではなく、 ネットワークとの連携・協力を前提として児童の最善の利益のための保護・ 支援を念頭に対応すべき。

(6) 要保護児童対策地域協議会の発足法整備時の構想

- ① 要保護児童や虐待の児童と保護者の支援に、当人の同意を前提としては、 支援がすすまない。
- ② 個人情報保護法の制限をクリアするために、要対協のメンバー間では、互いに守秘義務が解除され、情報を共有することができる。
- ③ 一方で、外部へ情報を持ち出すと、罰則(1年以下の懲役、50万円以下の罰金)が科せられる。
- ※ 要保護児童対策地域協議会を活用するためには、支援の対象者が要保護児 童、被虐待児童、要支援児童、特定妊婦である必要がある。

4 要保護児童に係る通告書

 発第
 号

 年
 月

 日

○○市 (町) 長様 長崎県○○福祉事務所長 様 ○○こども・女性・障害者支援センター所長 様

> ○○市立○○小学校・中学校長 ○○高等学校長

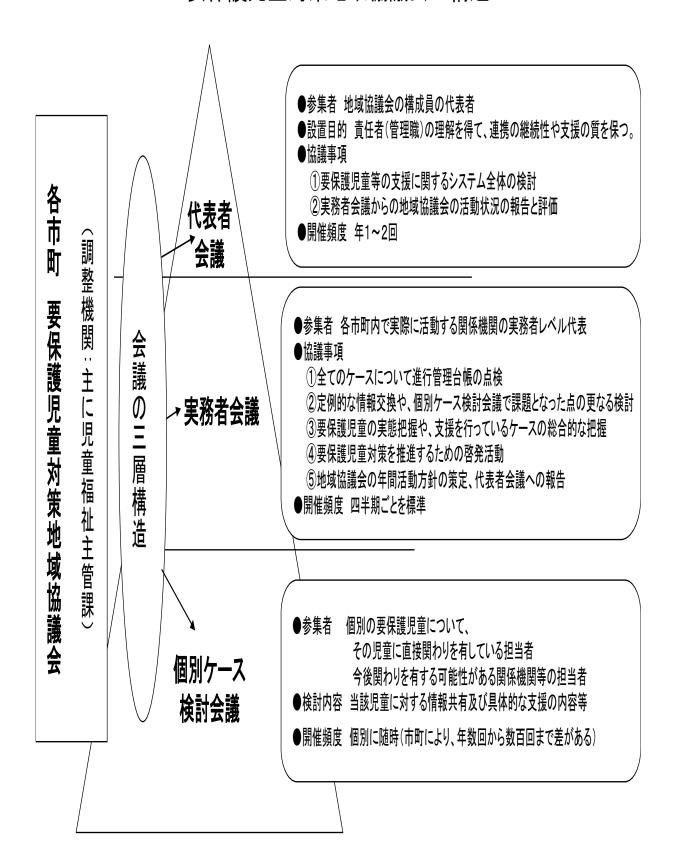
要保護児童に係る通告書

下記により児童福祉法第25条に基づき、児童通告します。

記

	フリガナ 氏 名								(男	•	女)
	生年月日	平成	年	月		日生(歳)					
要保護児童	学校等	学校名 学年・クラス 担任											
童	現住所	₸											
		自宅 〇〇〇	-000-0	0000	携	帯電話	000-	0000-	-00	0 ()	
	フリガナ 氏 名						続柄						
	生年月日	昭和・平成	4	丰	月	日	生 (Ī	裁)				
保護者	職業												
者	現住所	Ŧ											
	電話番号	自宅 〇〇〇	-000-0	0000	携	帯電話	000-	0000-	-00	0 ()	
通告内容	(いつから、頻度、内容等の要保護児童である状況を記載)												
対応経過	(学校が	主に保護者や	関係機関間で	で対応した	経過に、	ついて	時系列に	記載)					
通告理由	(通告に	当たっての理	由を記載)										
		り、保護者への	の説明につい	17	(説明し	ている	• 訪	明して	こいない)		
連絡先	(学校名・ 所属	担当者氏名)		氏名				電話		()	

要保護児童対策地域協議会の構造



(1) 法改正について

「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)が、平成 28 年6月3日をもって交付され、改正法により新設された児童福祉法第 21 条の 10 の5 の規定が、10 月1日に施行された。

改正法においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、学校等が、要支援児童と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町に提供するよう努めなければならないこととされた。

※ 要支援児童の定義・・・本マニュアル P50 参照

(2) 留意事項

① 小学校及び中学校等

学校及び教職員等は、子どもの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、 子ども虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のことに注 意して引続き取組むこと。

- ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につな げるために、居住する市町に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際 しては、市町との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望まし い。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童が居住する市町による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援が つながるよう、要支援児童等が居住する市町への情報提供に努めること。また、 当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくもので あるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務 に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子どもの虐待の早期発見・早期対応の意識向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、要保護児童対策地域協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。 特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、 関わりをもつこと。

また、私立学校において、要保護児童対策地域協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子どもの虐待の防止等に関する市町の施策への協力が望ましいこと。

- カ 要保護児童の通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等 のための学校、教育委員会等の的確な対応について」(平成 22 年3月 24 日 付け 21 文科初第 777 号文部科学大臣政務官通知)を参考とすること。
- ※ 市町教育委員会に対しては、次のような留意事項となっている。

② 教育委員会事務局

各市町の教育委員会事務局には、学校に対する専門的な指導を行う指導主事が 配置されている場合もあり、教育課程、学習指導その他学校教育に関する事項の 指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談 や指導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を 得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応するよう指導すること。

上記(2)①のア・イ・ウについて、指導すること。

エ 必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の一員として、その支援方針 等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

別表 3

子や状況例【学齢期以降】

- 〇このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。 〇様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		3欄	様子や状況例
	加克克山	不定愁訴、反復する腹	痛、便通などの体調不良を訴える。
	健康状態	夜驚、悪夢、不眠、夜原	
		警戒心が強く、音や振動	かに過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
	精神的に不安定	過度に緊張し、教員等と	
	1811831-122		り、接触をさけようとしたりする。
		表情が乏しく、受け答え	
	無関心、無反応		
		ボーっとしている、急に	
			乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
	攻撃性が強い		ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。
	21-12-13-13-1	大人に対して反抗的、暴	暴言を吐く。
		激しいかんしゃくをおこし	したり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなか	ったり、孤立しがちである。
		担任の教員等を独占し	たがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める
<u>-</u>		不自然に子どもが保護	
ど も の	気になる行動		遣いやあいさつをする。
		繰り返し嘘をつく、空想	
ŧ		自暴自棄な言動がある	
-		+	。 煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	反社会的な行動(非行)		
			意図を察知した行動をする。
	保護者への態度	保護者といるとおどおと	し、落ち看きがない。
		保護者がいると必要以	上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感	、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
		季節にそぐわない服装	をしている。
		衣服が破れたり、汚れて	ている。
		虫歯の治療が行われて	いない。
		食べ物への執着が強く	、過度に食べる。
	食事の状況	極端な食欲不振が見ら	
	及手切状况	友達に食べ物をねだる	
	26 14 .15 \C 65		/席・遅刻・早退が多い。
	登校状況等		ため、欠席・遅刻・早退が多い。
			いなか家に帰りたがらない。
		理想の押しつけや年齢	不相応な要求がある。 ····································
		発達にそぐわない厳しし	いしつけや行動制限をしている。
	子どもへの関わり・対応	「かわいくない」「にくい」	など差別的な発言がある。
		子どもの発達等に無関	心であったり、育児について拒否的な発言がある。
		子どもに対して、繰り返	
		きょうだいに対しての差	別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
2	きょうだいとの差別		物などに差が見られる。
ŧ			談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
í	3 5 0 10 65		
)	心身の状態 (健康状態)		
ŧ	()建脉1人(3)	子育でに関する強い不	
		保護者自身の必要な治	
		些細なことでも激しく怒	るなど、感情や行動のコントロールができない。
	気になる行動	被害者意識が強く、事実	ミと異なった思い込みがある。
		他児の保護者との対立	が頻回にある。
		長期にわたる欠席が続	き、訪問しても子どもに会わせようとしない。
	学校等との関わり	欠席の理由や子どもに	要する状況の説明に不自然なところがある。
	字校等との関わり		連絡をとることが困難である。
Ī		夫婦間の口論、言い争	
Ē	家族間の暴力、不和		いかのる。
_			
?	住居の状態		シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
<u>€</u>		理由のわからない頻繁	
ť	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒	
Š	- 1. 1 4 4 VVV	必要な支援機関や地域	の社会資源からの関わりや支援を拒む。

		☑欄	様子や状況例
	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
※ 参	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
参考	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
事 項	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
75	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

[※]不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

要支援児童(学齢期)事例1

学校及び地域の気づきを市町村につなげ、支援に至った事例

A小学校に通う男児(小学5年生)が、この数か月で急に理由がはっきりしない欠席やたびたび早退を繰り返していることに担当教員が気づき、学校長に相談した。また同時期に地区の民生委員・児童委員から、「夜遅くなっても公園で過ごすきょうだいがいる」との相談が学校にあり、この男児と妹(3歳)の可能性もあったため、妹の状況確認も含め、学校から市町村に男児の家庭に関して相談した。

市町村は相談対応後に、家庭及び妹の周辺情報の収集に取り組み、妹が保育所を利用していること、また、ぜんそくのため定期受診をしていること等を把握し、市町村から医療機関に妹の受診状況等を確認した。その後、学校、民生委員・児童委員、市町村が、この家庭に関する情報を共有し、支援を協議した後に、学校及び市町村が両親に接触を図った。

結果、「男児が、妹の体調不良により保育所に登所できない時に妹の世話をしていること」「妹の通院時に、就労する母の帰宅までの間、男児が学校を早退し、妹の世話をしていること」が判明。子どもたちの安心・安全への配慮、男児の学校教育を受ける必要性について両親と話し合い、まずは市町村が、病児保育や子育て支援サービスの利用等を調整し、妹の支援体制づくりに取り組んだ。

6 学校・警察相互連絡制度(学校から警察へ)について

【平成 21 年 1 月 15 日付け 20 教高支第 121 号「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」の実施について(通知)】からの抜粋

A 情報提供

【協定書】

(連絡対象事案)

- 第5条 連絡制度の対象事案は、次に掲げる事項とする。
 - (2) 学校から警察署への連絡事案

学校が把握した児童生徒の非行や問題行動について、校長が警察署との連携が 必要であると認める事案

『実施通知』

- 5 連絡制度の概要
 - (1) 連絡対象事案

協定書第5条に規定しているが、連絡対象事案としては、以下のとおりである。

② 学校から警察署への連絡事案

学校内における児童生徒の問題行動は、必要に応じて保護者等と連携を図りながら、学校内で解決することが基本である。

しかしながら、学校や保護者等の指導だけでは解決が困難であり、かつ、警察との連携が必要であると校長が認める事案については、警察署へ連絡するものとする。

学校から警察署への連絡事案は、学校が把握した児童生徒の非行や問題行動であり、具体的には、次のような事例が考えられる。

- ア 刑罰法令の対象となる事案(殺人、強盗、放火、強姦、強制わいせつ、監禁、凶器を使用した脅迫・恐喝事案、盗難事案等)
- イ 覚せい剤、大麻、麻薬等の薬物使用又は所持、シンナー等の有機溶剤の乱 用が認められる事案
- ウ 学校内だけでは解決が難しく、校長が警察との連携が必要であると認める 事案
 - 複数校の児童生徒や非行集団等が関係しているもの
 - 学校同士の暴力に発展するおそれがあるもの
 - 〇 刃物等を携帯した事案
 - 暴力や金品の強要等を伴う悪質ないじめ
 - 竹的いたずら(年少者へのわいせつ事案等)
 - 校内暴力(対教師暴力を含む)、器物損壊等の粗暴行為事案
 - 家出、性の逸脱行為等を繰り返すなどして、当該児童生徒や他の児童生 徒の徳性を害するおそれのある行為が見られる等早急に保護する必要が ある事案
 - 暴力団や暴走グループ等の不良徒輩との交友等そのまま放置すれば、将 来、当該児童生徒が非行を犯し、または補導されるおそれがある事案
 - 〇 学校の指導にもかかわらず、その後も非行や問題行動を繰り返すなど、 今後児童生徒が何らかの罪を犯すおそれがある事案

1 基本的考え方

学校内における児童生徒の問題行動等については、基本的には保護者との連携をとりつつ、学校内で解決を図るべきものである。

しかし、学校のみの指導では解決が難しく、また他の児童生徒に影響を及ぼし、学校の安全の確保と秩序を維持し、警察の有する専門的知識が当該児童生徒の立ち直り支援に必要であると校長が判断した事案については、警察へ情報を提供するという限定的な取扱である。

したがって、学校から警察へ提供される情報については、原則として、学校側での 事前の十分な指導及び保護者との連携が図られていることが前提である。

2 保護者の同意並びに保護者への連絡

学校から警察へ連絡する場合には、当該児童生徒及びその保護者に事前の同意を 得る必要はない。

それは、緊急の場合を除いて、これまでに当該児童生徒や保護者には十分な説明や 指導を実施していることが前提であることから、保護者等の同意は必要ないものと考 える。

しかし、警察へ情報を提供した後も、学校は、警察や保護者と連携した立ち直り支援の対策が必要になってくることから、警察へ連絡した経緯等については、事後に保護者へ十分な説明をすることが必要である。

3 情報提供における警察の動き

学校から警察へ情報が提供される場合で、その情報の内容が犯罪を構成する(犯罪となる)場合は、当然、警察で捜査が開始されることから、事案の概要によっては、逮捕事案となる場合があることを認識しておく必要がある。

B 秘密保持及び情報管理の徹底

【協定書】

(秘密保持)

第8条 相互に提供された情報については、個人情報保護の観点から、秘密保持及び 情報の適正な管理を徹底するとともに、連絡制度の目的を逸脱した取扱は、厳にこ れを禁ずるものとする。

『実施通知』

6 情報管理の徹底

連絡制度並びに学校の事実調査で得た情報については、下記の事項に留意のうえ、情報管理に万全を期すること。

(1) 教職員は、法令等の規定により「守秘義務」を負っており、目的外で利用したり、関係者以外に提供することはできない。

<私立学校>

(1) 私立学校の教職員は、個人情報の保護に関する法律や各学校法人が定める規定により、個人情報の適正な取扱が求められており、目的外利用したり、関係者以外に提供することはできない。

- (2) 警察から連絡された情報については、連絡制度の目的以外に使用することはできない。
- (3) 個人情報の紛失、流失、改ざん及び漏えいなどの防止をはじめ、保有する情報の適切な管理のための必要な措置を講じること。

なお、個人情報の取扱については、関係する個人情報保護法や条例等の関係法 令の対象となる。

- (4) 作成した「提供連絡票」等の文書については、連絡責任者が責任を持って、保 管・管理するとともに、当該児童生徒が卒業若しくは除籍となった時点で、確実 かつ速やかに破棄する等して、処分すること。
- (5) 破棄等の方法については、シュレッダーによる裁断の方法などを用い、個人情報が漏えいしたり、悪用されたりすることがない方法を採ること。

1 基本的考え方

収集した個人情報については、秘密の保持を徹底し、学校関係者であっても必要以外の者が当該情報に接することがないように慎重な取扱が必要である。

また、本連絡制度における情報は、児童生徒の再非行防止、健全育成、立ち直り支援等の目的のために利用されるものであり、その目的を逸脱した利用は絶対にしてはならない。

2 適切な管理

収集した個人情報については、厳重に管理するとともにその取扱については、個人情報保護に関連する法律や条例及び規定に則った取扱をする必要がある。

3 連絡票の保管

本連絡制度によって収集した個人情報については、紙面での保存となる。 保存については、直接校長が責任を持って管理することとし、鍵のかかるロッカー に保管するものとする。

連絡制度により把握した情報については、「収集連絡票」や「提供連絡票」を作成することとなるが、作成にあたっては、手書きとする。

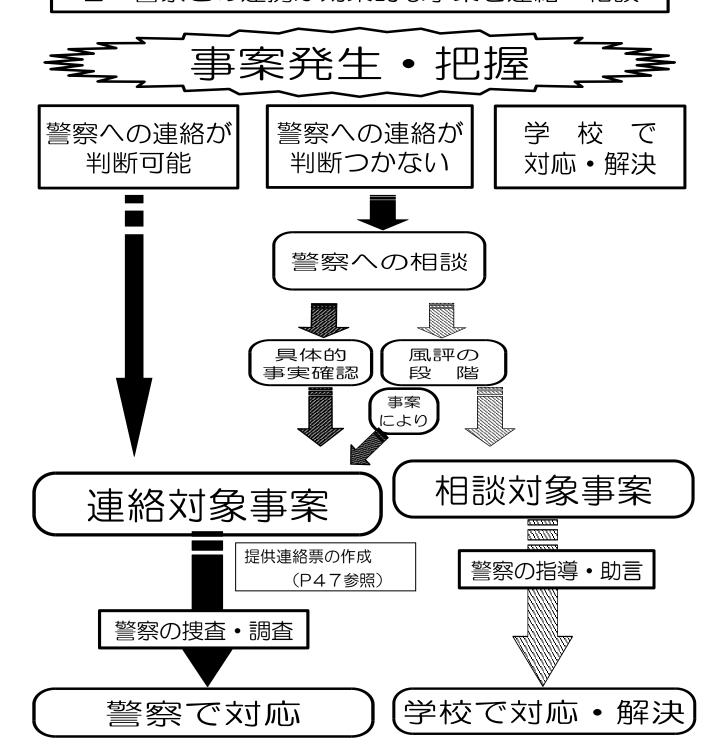
これは、昨今の個人情報流出事案の発生に鑑み、パソコンや外部記録媒体の紛失や 盗難またはインターネットを介した情報の流出事案の発生が予想されることから、手 書きとしたもので、パソコンでの作成は厳禁としている。

4 連絡票等の保存期間並びに廃棄

本制度に基づく連絡票等の保存期間については、当該児童生徒が卒業または転学するなど当該学校の籍を離れた時までとする。

したがって、例えば、小学校では最大6年間の保存期間となる。 廃棄にあたっては、確実にシュレッダーで破砕し、廃棄することとする。 <連絡制度運用の基本>

- 1 学校で解決することが第一
- 2 警察との連携が効果的な事案を連絡・相談



様式第2号

学校から警察署への連絡に係る記録(提供連絡票)

年 月 日	平成 年 月 日() 前・後 時 分	 ;
取扱者	学校 職・氏名	
双级	警察署 職・氏名	
提供に係る	氏 名 (男•女)	
児童生徒の 氏 名 等	学年	
N D 4	生年月日 平成 年 月 日生(歳)	
	□ 学校内 □ 学校外 □ 保護者連絡(有 • 無)	
	□ 他校の関与状況等(□ 自校のみ □ 他校との関連あり) □ 暴力行為	
連絡内容	□対教師□対生徒間□対人	
	□ 凶器(有 • 無) ケガ(有 • 無) □ 器物損壊(落書き・ガラス・机等の備品・())
	□薬物乱用	//
	(覚せい剤・大麻・シンナー・その他())
	□ その他()
事案の概要		
学校の措置		
備 考		

1 CRT(こころの緊急支援活動)とは

異常な出来事によって学校全体が衝撃を受けた場合、対応すべき事柄が 数多く発生し、教職員が精神的に動揺しているため、学校の対応能力が著 しく低下してしまう場合がある。

そのような中で、CRTはこころのケアの視点に立ちソフト面から体制を強化する活動を行う。

具体的には、こころのケアを中心に据えた支援計画を立てる上での助言や緊急対応に関する知見を提供したりすることで混乱した学校に一定の方向性を与え、専門的な知識を持ったスタッフの応急対応により、動揺の大きな子どもや教職員の精神的安定を図り、集団全体に不安が広がることを防止する等、学校の対応能力を回復させる役割を果たす。

(1)目的

重大な事件·事故及び災害の発生時にメンタルサポートを行い、二次被害の拡大防止とこころの応急処置を行う。

(2) 派遣チーム

こころの緊急支援チーム員としてあらかじめ登録している専門家数 名をチーム員として学校へ派遣する。

(3)派遣依頼方法

校長又は所管の教育委員会が「こころの緊急支援チーム情報センター」へ電話で依頼する。(0957-53-9905)

(4) 支援内容

- 二次被害の拡大防止とこころの応急措置
- (1) 事態の評価とケアプラン策定の手助け
- ② 教職員への助言と心理的サポート
 - ・ 教職員のミーティングや個別面談等
- ③ 保護者等への心理教育
 - 臨時保護者会の開催助言やストレス反応とその対応等についての説明
- ④ 児童生徒と関係者への応急措置
 - 個別面談や医療的なケアが必要なケースの鑑別等
- ⑤ マスコミ対応への支援
- (5)派遣期間 3日間以内

2 CRT出動の基準

(1) 出動対象となる事案

判断基準	適	否(場合によっては出動)				
学校学の話別	小学校 中学校	幼稚園 保育所				
学校等の種別 	高校 特別支援学校	専門学校 大学				
衝撃の程度	学校全体に衝撃	特定児童生徒に衝撃(狭い範囲)				
国筆の性及	学級全体に衝撃	教員の不祥事(衝撃は小)				
	子献土平に関筆	多数の死亡事件、大災害(重大過ぎ)				
	一回の出来事	慢性的な出来事				
外傷体験	一回の山木争 重大事故 死亡事件	いじめ 学級崩壊(生徒指導)				
	里八争以 光仁争件	虐待 DV(慢性トラウマ)				
支援対象	学校の危機	個人の危機				
义版刈多	地域の危機					
	←出動	否又は場合によっては出動→				
 事件の規模	レベ	ル Π				
事件の税候	レベルⅢ	レベルI(現地での支援)				
	レベルⅣ	レベルV レベルⅥ(対応困難)				
マスコミ	あり	なし				

(2) 出動対象となる衝撃度

レベルⅢ弱~レベルⅣの中規模の事件・事故が出動対象となる。

事件の衝撃度 ●学校管理下 ○学校管理外

事件規模	レベル		事 案 例
	VI		●北オセアチア共和国学校テロ
大規模	V		●大阪池田小学校事件
	IV		●佐世保小6殺害事件(全国マスコミ殺到)
中規模			●山口県立高校爆発物事件(数十人緊急搬送 全国マスコミ殺到)
	Ш		●校内で子ども自殺(多数の子どもが間近で目撃)
		強	●校内プールで水死(多数の子どもが間近で目撃)
			●通学路で子どもがはねられ死亡(多数の子どもが間近で目撃)
			●校外で子どもが自殺。校内プールで水死 (子どもが間近で目撃)
		33	●通学路で子どもがはねられ死亡(数人の子どもが間近で目撃)
			〇親子心中(地元マスコミ多数)
小規模	I		〇自宅で子どもが自殺、数人で遊泳中1人死亡
			●通学路で子どもがはねられ死亡(目撃なし)
小規模 未満	I		○家族旅行中の交通事故で子ども死亡
			〇子どもの親が他者に殺害される
			〇自宅で親の自殺を子どもが目撃

(3)派遣申請から出動までの具体的手順

- ①校長又は教育委員会が「こころの支援チーム情報センター」(情報センター) へ電話で派遣申請する。
- ②派遣依頼を受けた情報センターは長崎こども・女性・障害者支援センター(支援センター)の連絡担当者(精神保健福祉班)に連絡する。
- ③連絡担当者は、依頼元(派遣を依頼した者及び機関)に電話で、事件・ 事故の概要、状況を確認する。
- ④連絡担当者は、長崎こども·女性·障害者支援センター所長へ受けた内容を報告する。
- ⑤指揮担当者(こころの緊急支援チーム員)と支援センター所長が両者 協議のうえ、派遣の要否を決定する。
- ⑥指揮担当者は依頼元の学校又は教育委員会に電話で、派遣の有無を伝える。
- ⑦指揮担当者は出動メンバーの人数及び適当な任務区分を決定し、必要があれば学校の所在地を管轄する保健所への協力要請を連絡担当者へ指示する。
- ⑧指揮担当者は依頼元に電話で、活動開始予定時刻を伝える。

